

令和7年度

税務概要



秋田市

目 次

1 秋田市の概要	1
（１）位置と面積	1
（２）行政区域の変遷	1
（３）人口および世帯等の推移	1
2 秋田市行政機構	2
（１）秋田市機構等一覧表	2
（２）税務機構および職員数等調	4
3 財 政	5
（１）令和 7 年度一般会計歳入予算	5
（２）令和 7 年度一般会計歳出予算	6
（３）一般会計予算性質別分類表	7
（４）一般会計決算額調	8
（５）基準財政収入額	10
（６）基準財政収入額・基準財政需要額比較表	11
4 市税に関する調	12
（１）令和 7 年度市税税率表	12
（２）税目別収入状況調	14
（３）市税負担状況調	16
（４）徴税費の調	17
5 市民税に関する調	18
（１）個人市民税・県民税・森林環境税年度別調定額	18
（２）個人市民税納税義務者数	19
（３）所得者区分別課税状況	20
（４）課税標準額段階別の所得割額等調	20
（５）法人市民税年度別調定額	21
（６）法人市民税の納税義務者等に関する調	22
6 固定資産税に関する調	24
（１）固定資産税年度別調定額	24
（２）納税義務者等の数	25
（３）固定資産課税台帳の縦覧・閲覧および審査申出に関する調	25
（４）土地・家屋異動状況調	25
（５）土地評価総地積および筆数調	26
（６）宅地に関する調	28
（７）土地の概要	30
（８）家屋の棟数・評価額等に関する調	32
（９）新・増築および滅失家屋調	32
（１０）家屋の概要	34
（１１）償却資産に関する調	34
（１２）令和 7 年度土地の負担調整に関する調	36
（１３）不均一課税に係る家屋の軽減税額調	38
（１４）新築住宅に対する軽減状況調	38
7 軽自動車税に関する調	39
（１）種別割年度別調定額（現年課税分）	39

(2) 種別割車種別台数	41
(3) 環境性能割払込金の状況調	41
8 市たばこ税に関する調	42
9 鉱産税に関する調	43
10 特別土地保有税に関する調	44
11 入湯税に関する調	44
12 事業所税に関する調	45
13 税外収入に関する調	46
(1) 譲与税および交付金の調	46
(2) 地方揮発油譲与税の調	46
(3) 自動車重量譲与税の調	46
(4) 地方道路譲与税の調	46
(5) 森林環境譲与税の調	46
(6) 特別とん譲与税の調	46
(7) 航空機燃料譲与税の調	46
(8) 利子割交付金の調	47
(9) 配当割交付金の調	47
(10) 株式等譲渡所得割交付金の調	47
(11) 法人事業税交付金の調	47
(12) 地方消費税交付金の調	47
(13) ゴルフ場利用税交付金の調	47
(14) 自動車取得税交付金の調	47
(15) 環境性能割交付金の調	47
(16) 国有提供施設等所在市助成交付金の調	47
(17) 手数料その他収入の調	48
(18) 令和6年度証明手数料の調	48
14 減免に関する調	49
(1) 個人市民税の減免の状況	49
(2) 法人市民税の減免の状況	49
(3) 固定資産税の減免の状況	49
(4) 軽自動車税（種別割）の減免の状況	49
(5) 事業所税の減免の状況	49
15 徴税に関する調	50
(1) 督促状発送件数	50
(2) 財産差押の状況	50
(3) 公売の状況	50
(4) 交付要求に関する調	51
(5) 執行停止に関する調	51
(6) 不納欠損額に関する調	51
16 市税口座振替に関する調	52
17 譲与税および交付金の概要	54
18 市税の税率等の推移	56
19 電算化に関する調	84
(1) 導入経過	84
(2) 導入機器の推移	84
(3) 端末機等の設置台数の推移	84
20 税に関する広報活動の概要	85

1 秋田市の概要

(1) 位置と面積

○市役所の位置 { 秋田市山王一丁目1番1号
北緯 39° 43' 12"
東経 140° 06' 13"
海拔 6.95m

○市の面積 906.07km² { 東西 43.03km
南北 46.20km

(2) 行政区域の変遷



編入年月日	面積(km ²)	人口(人)	世帯	備 考
明治 22 年 4 月 1 日	6.87	29,279	6,598	市制施行
38 年 8 月 1 日	7.19	29,986	6,735	広山田村(檜山観音前、長沼、宮田、愛宕下)、寺内村(八橋一里塚)、旭川村(泉馬場、新堰、反町、原の町、手形山崎)編入
42 年 12 月 21 日	7.32	-	-	旭川村、手形深田(現秋田大学敷地)編入
大正 13 年 4 月 1 日	11.48	42,202	6,787	牛島町全域編入
15 年 4 月 1 日	13.99	46,165	7,520	川尻村全域編入
昭和 8 年 3 月 14 日	75.94	54,756	8,257	旭川村全域編入
16 年 4 月 1 日	132.09	98,246	17,626	土崎港町、寺内町、新屋町、広山田村編入
29 年 10 月 1 日	428.88	176,064	29,035	太平、外旭川、飯島、下新城、上新城、浜田、豊岩、仁井田、四ツ小屋、上北手、下北手、下浜村編入
30 年 1 月 1 日	458.92	181,624	29,946	金足村(一部除く)編入
56 年 4 月 1 日	459.46	284,431	92,133	土崎港埋立て
63 年 10 月 1 日	459.61	286,848	92,811	国土地理院測量により修正
平成 7 年 10 月 1 日	459.89	311,948	115,052	〃
8 年 10 月 1 日	459.97	313,289	116,836	飯島公有水面埋立て
10 年 10 月 1 日	460.10	315,463	120,590	〃
17 年 1 月 11 日	905.67	336,395	133,141	河辺町、雄和町編入
26 年 10 月 1 日	906.09	318,700	134,933	国土地理院測量により修正
28 年 10 月 1 日	906.07	313,668	135,752	〃

(3) 人口および世帯等の推移

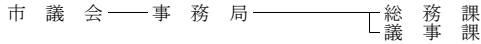
(5月1日現在)

年			3年	4年	5年	6年	7年
区分							
人口	総人口	(人)	305,646	303,245	300,257	296,828	293,708
	うち男	(人)	144,336	143,145	141,767	140,180	138,737
	うち女	(人)	161,310	160,100	158,490	156,648	154,971
	前年対比	(%)	100.5	99.2	99.0	98.9	98.9
	人口密度	(人/k㎡)	337	335	331	328	324
世帯	世帯数	(世帯)	137,072	137,703	138,101	138,175	138,898
	1世帯当たり人員	(人)	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1
	1k㎡当たり世帯数	(世帯)	151	151	152	152	153
税務職員数		(人)	106	105	104	106	104
税務職員1人当たりの人口		(人)	2,868	2,911	2,916	2,800	2,824

2 秋田市行政機構

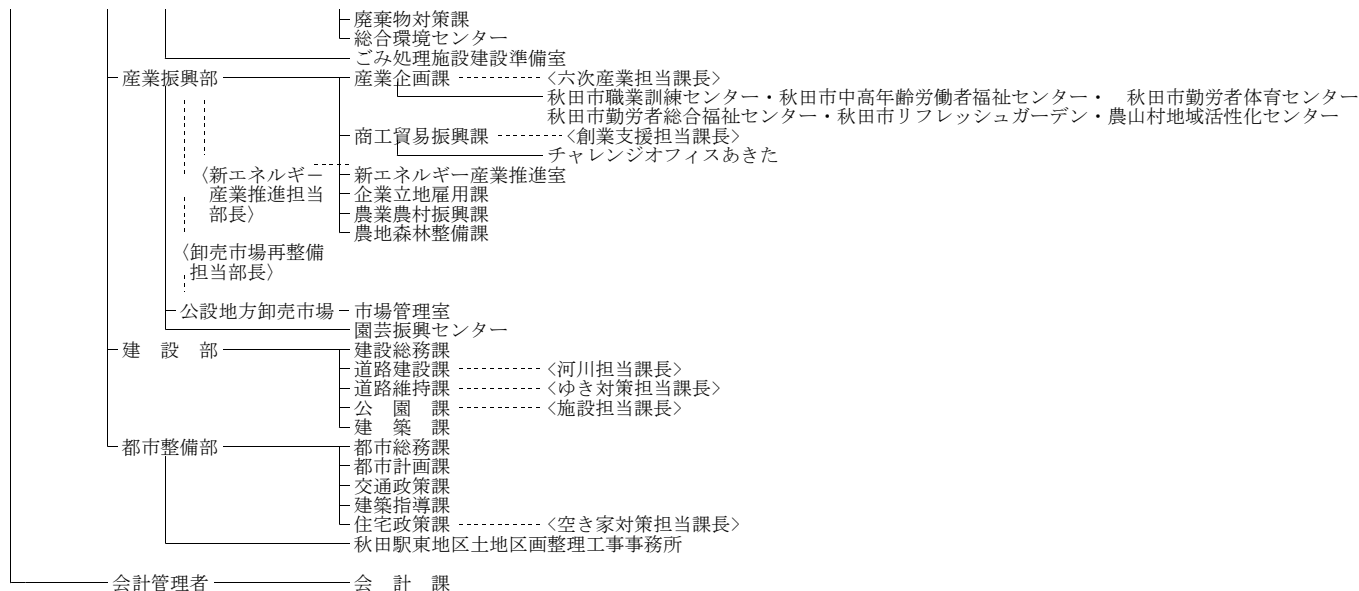
(1) 秋田市機構等一覧表 (令和7年5月1日現在)
○◇内は当該組織に所属する担当部長または担当課長
※危機発生時に市長・副市長の指示のもと危機対応

議 決 機 関

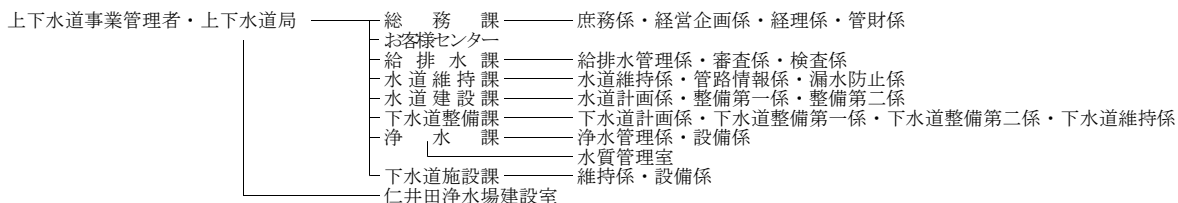


執 行 機 関

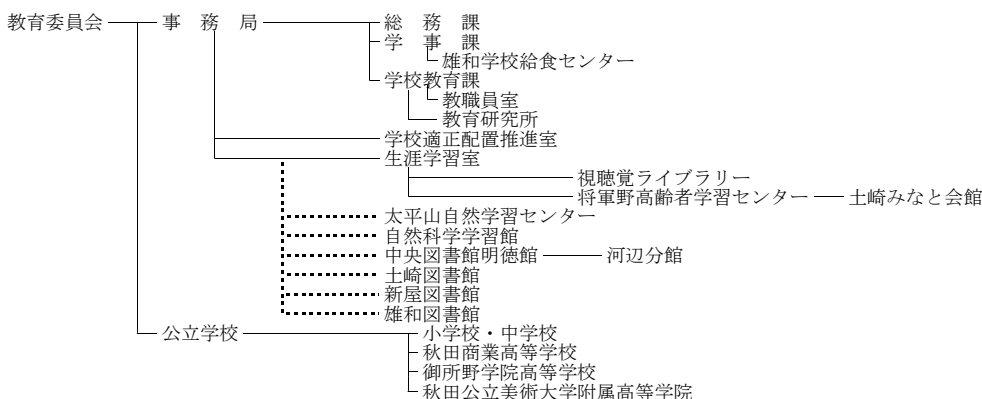




公 営 企 業



執行機関たる行政委員会



選挙管理委員会 ----- 事 務 局

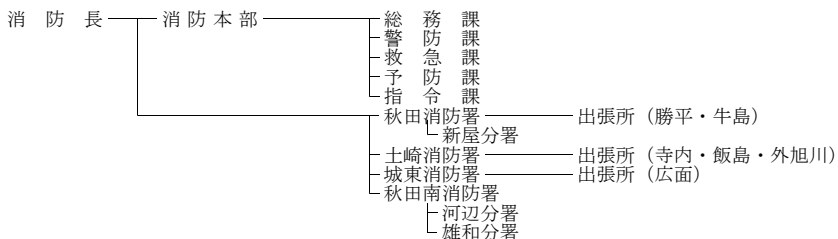
農業委員会 ----- 事 務 局

監 査 委 員 ----- 事 務 局

固定資産評価審査委員会

公平委員会

消 防



（参考）

公立大学法人 秋田公立美術大学

地方独立行政法人 市立秋田総合病院

(2) 税務機構および職員数等調

(令和7年5月1日現在)

部 課	事 務 分 掌	担当名	課長	参事	課長補佐	副参事	主席主査	主査	主任	主事	技能員	計	平 均	
													税務経 験年数	年齢
企 業 税 課	市 民 税 課 ○市税(固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。)の賦課および調定に関する事 ○地方譲与税に関する事 ○利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金および環境性能割交付金に関する事 ○税制の総合企画に関する事 ○所得等の証明に関する事 ○所得等の証明手数料等の調定および徴収に関する事 ○固定資産評価審査委員会に関する事 ○税に係る事務の連絡調整に関する事 ○課(資産税課、納税課および特別滞納整理課を含む)の予算経理に関する事	庶務・税制担当	1		1			2	4	4		10	2.8	30.2
		個人市民税担当				1	4	1	4	11		21	5.0	33.8
		計	1	0	1	1	4	3	8	15	0	33	4.6	33.8
画 面 財 産 税 課	資 産 税 課 ○固定資産の評価に関する事 ○固定資産税および特別土地保有税の賦課ならびに調定に関する事 ○国有資産等所在市町村交付金に関する事 ○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事 ○固定資産等の証明に関する事 ○固定資産等の証明手数料の徴収に関する事	土地担当				2	3		3	5		13	5.5	34.4
		家屋担当	1		1	1		2	5	6		14	7.6	35.6
		償却資産担当				1	3		1	5		10	5.3	37.1
		計	1	0	1	4	6	2	9	16	0	39	6.9	36.7
政 府 部 課	納 税 課 ○市税(国民健康保険税を除く。以下同じ。)およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関する事 ○市税およびこれに伴う収入金の嘱託ならびに受託に関する事 ○市税の督促および滞納処分に関する事 ○国民健康保険税およびこれに伴う収入金の収納に関する事 ○納税思想の高揚および納税貯蓄組合に関する事	納税担当	1		1		4	2	3	4		13	5.8	35.3
		納税推進担当				1	1	2	1	3		8	7.6	34.9
		計	1	0	1	1	5	4	4	7	0	23	7.1	36.7
	特別滞納整理課 ○市税および公課の滞納(滞納額が高額なものおよび滞納整理が困難なものに限る。)の整理等に関する事(他の所管に属するものを除く。) ○債権の管理に関する指導、助言および連絡調整に関する事		1			1	4	1	1	1		9	9.7	45.4
合 計			4	0	3	7	19	10	22	39	0	104	6.5	36.6

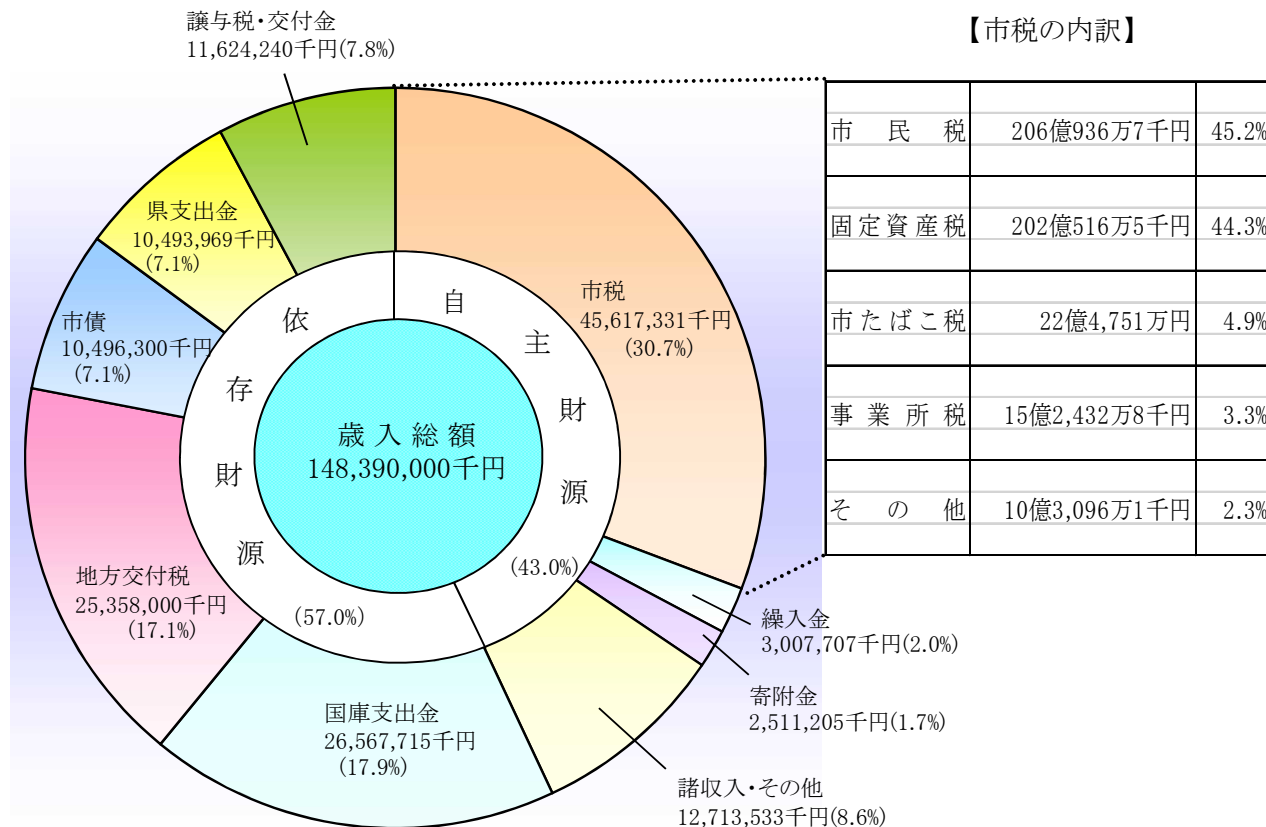
課所室	担当名	事 務 分 掌
西部市民サービスセンター	市民生活担当	○税の証明に関する事 ○市の歳入金の収納に関する事
北部市民サービスセンター	市民生活担当	
南部市民サービスセンター	市民担当	
河辺市民サービスセンター	市民生活担当	○税の証明に関する事 ○市の歳入金の収納に関する事 ○原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付および廃車の申告の受付に関する事
雄和市民サービスセンター	市民生活担当	
駅東サービスセンター		○税の証明に関する事 ○市の歳入金の収納に関する事
岩見三内連絡所		○税の証明に係る受付、交付および取次ぎに関する事 ○市の歳入金の収納および保管に関する事
大正寺連絡所		

3 財 政

(1) 令和7年度一般会計歳入予算

区 分	予算額(千円)	構成比(%)	区 分	予算額(千円)	構成比(%)
1 市 税	45,617,331	30.7	10 国有提供施設等所在市助成交付金	2,877	0.0
市 民 税	20,609,367	(13.9)	11 地方特例交付金	271,751	0.2
固 定 資 産 税	20,205,165	(13.6)	12 地 方 交 付 税	25,358,000	17.1
軽 自 動 車 税	981,398	(0.7)	13 交通安全対策特別交付金	57,417	0.0
市 た ば こ 税	2,247,510	(1.5)	14 分担金及び負担金	383,069	0.3
鉦 産 税	5,513	(0.0)	15 使用料及び手数料	2,279,809	1.5
入 湯 税	44,050	(0.0)	16 国 庫 支 出 金	26,567,715	17.9
事 業 所 税	1,524,328	(1.0)	17 県 支 出 金	10,493,969	7.1
2 地 方 譲 与 税	1,160,093	0.8	18 財 産 収 入	207,244	0.1
3 利 子 割 交 付 金	30,742	0.0	19 寄 附 金	2,511,205	1.7
4 配 当 割 交 付 金	152,908	0.1	20 繰 入 金	3,007,707	2.0
5 株式等譲渡所得割交付金	243,818	0.2	21 繰 越 金	700,000	0.5
6 法人事業税交付金	639,291	0.4	22 諸 収 入	9,143,411	6.2
7 地方消費税交付金	8,935,032	6.0	23 市 債	10,496,300	7.1
8 ゴルフ場利用税交付金	53,052	0.0			
9 環境性能割交付金	77,259	0.1	合 計	148,390,000	100.0

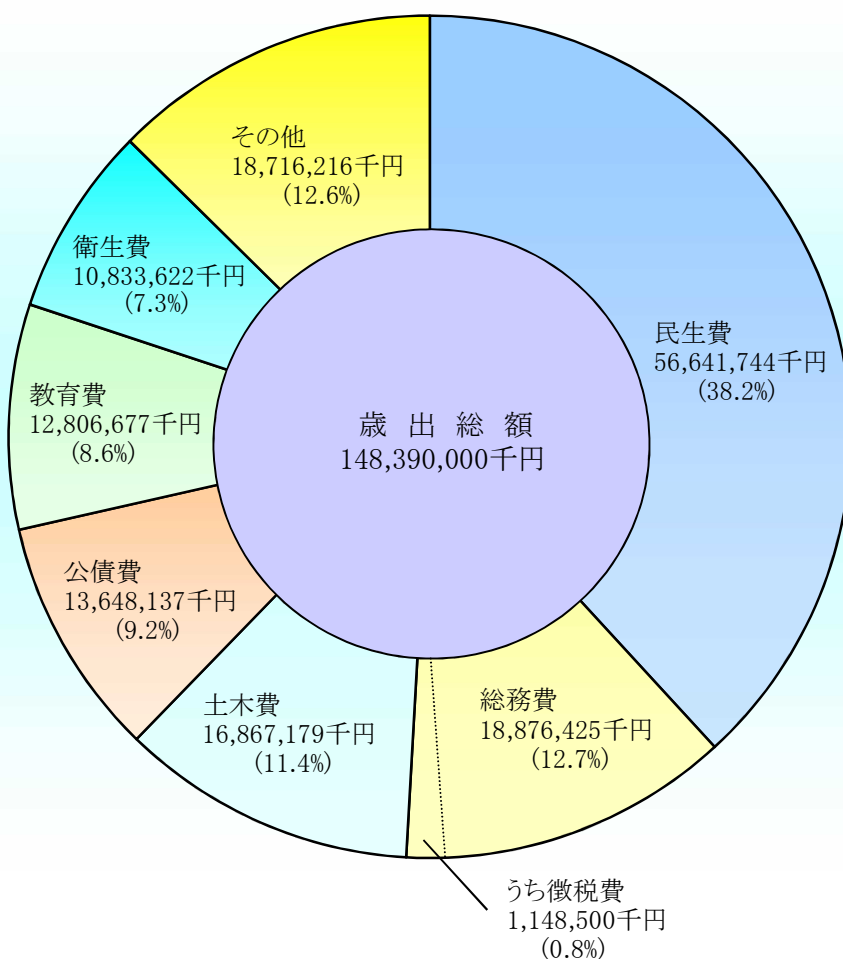
※ 構成比は、予算額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。



(2) 令和7年度一般会計歳出予算

区 分	予算額(千円)	構成比(%)	区 分	予算額(千円)	構成比(%)
1 議 会 費	663,704	0.4	8 土 木 費	16,867,179	11.4
2 総 務 費	18,876,425	12.7	9 消 防 費	4,995,480	3.4
徴 税 費	1,148,500	(0.8)	10 教 育 費	12,806,677	8.6
そ の 他	17,727,925	(11.9)	11 災 害 復 旧 費	115,067	0.1
3 民 生 費	56,641,744	38.2	12 公 債 費	13,648,137	9.2
4 衛 生 費	10,833,622	7.3	13 諸 支 出 金	1	0.0
5 労 働 費	536,672	0.4	14 予 備 費	100,000	0.1
6 農 林 水 産 業 費	2,594,395	1.7			
7 商 工 費	9,710,897	6.5	合 計	148,390,000	100.0

※ 構成比は、予算額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。



(3) 一般会計予算性質別分類表

(単位:千円)

区 分		令和7年度		令和6年度		前年度比較	
		予 算 額	構成比(%)	予 算 額	構成比(%)	増減額	増減率(%)
消費的経費	人 件 費	23,742,517	16.0	23,478,932	16.3	263,585	1.1
	物 件 費	21,252,033	14.3	18,660,323	13.0	2,591,710	13.9
	維 持 補 修 費	1,821,810	1.2	1,727,874	1.2	93,936	5.4
	扶 助 費	39,368,760	26.5	37,640,183	26.2	1,728,577	4.6
	補 助 費 等	13,595,502	9.2	12,972,116	9.0	623,386	4.8
	計	99,780,622	67.2	94,479,428	65.7	5,301,194	5.6
投資的経費	補 助 事 業	3,826,504	2.6	3,807,009	2.6	19,495	0.5
	単 独 事 業	7,768,987	5.2	9,146,907	6.4	△ 1,377,920	△ 15.1
	県営事業負担金	318,638	0.2	319,043	0.2	△ 405	△ 0.1
	災 害 復 旧 事 業	115,067	0.1	8,305	0.0	106,762	殆増
	計	12,029,196	8.1	13,281,264	9.2	△ 1,252,068	△ 9.4
公 債 費		13,648,137	9.2	13,287,558	9.2	360,579	2.7
積 立 金		735,699	0.5	237,220	0.2	498,479	210.1
投 資 及 び 出 資 金		1,093,524	0.7	1,752,338	1.2	△ 658,814	△ 37.6
貸 付 金		6,760,495	4.6	6,775,695	4.7	△ 15,200	△ 0.2
繰 出 金		14,342,327	9.7	14,176,497	9.8	165,830	1.2
歳 出 合 計		148,390,000	100.0	143,990,000	100.0	4,400,000	3.1

(4) 一般会計決算額調

(単位:千円)

区 分		令 和 6 年 度				令 和 5 年 度			
		予算現額	調 定 額	収入済額	構成比(%)	予算現額	調 定 額	収入済額	構成比(%)
歳入	1 市 税	44,100,789	44,647,816	43,414,248	28.1	43,420,222	44,641,235	43,329,327	28.1
	市 民 税	19,412,822	18,995,606	18,630,194	(12.1)	19,347,974	19,479,309	19,109,749	(12.4)
	固 定 資 産 税	19,976,972	20,873,855	20,059,153	(13.0)	19,338,362	20,362,569	19,494,889	(12.7)
	軽 自 動 車 税	959,472	979,161	958,234	(0.6)	929,654	958,907	935,242	(0.6)
	市 た ば こ 税	2,168,330	2,175,687	2,175,687	(1.4)	2,216,480	2,208,937	2,208,937	(1.4)
	鉱 産 税	5,513	5,627	5,627	(0.0)	3,537	4,395	4,395	(0.0)
	入 湯 税	44,152	44,637	44,637	(0.0)	46,586	43,136	43,136	(0.0)
	事 業 所 税	1,533,528	1,573,243	1,540,716	(1.0)	1,537,629	1,583,982	1,532,979	(1.0)
	2 地 方 譲 与 税	1,104,020	1,130,861	1,130,861	0.7	1,108,391	1,096,547	1,096,547	0.7
	3 利 子 割 交 付 金	13,698	13,778	13,778	0.0	10,036	10,569	10,569	0.0
	4 配 当 割 交 付 金	124,762	168,292	168,292	0.1	103,959	116,471	116,471	0.1
	5 株式等譲渡所得割 交 付 金	156,464	260,697	260,697	0.2	160,374	156,464	156,464	0.1
	6 法人事業税交付金	654,934	633,442	633,442	0.4	581,756	591,211	591,211	0.4
	7 地方消費税交付金	8,935,032	8,319,000	8,319,000	5.4	8,998,019	8,172,776	8,172,776	5.3
	8 ゴルフ場利用税 交 付 金	53,394	52,218	52,218	0.0	53,394	52,622	52,622	0.0
	9 環境性能割交付金	75,570	70,985	70,985	0.1	61,463	62,076	62,076	0.0
	10 国有提供施設等 所在市助成交付金	2,911	2,877	2,877	0.0	3,009	2,911	2,911	0.0
	11 地方特例交付金	1,600,925	1,587,218	1,587,218	1.0	345,345	345,857	345,857	0.2
	12 地 方 交 付 税	24,910,953	25,865,745	25,865,745	16.7	24,070,072	24,898,881	24,898,881	16.2
	13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	61,000	46,849	46,849	0.0	63,000	51,871	51,871	0.0
	14 分担金及び負担金	411,428	444,022	412,857	0.3	459,764	498,274	462,940	0.3
	15 使用料及び手数料	2,285,169	2,369,004	2,178,234	1.4	2,249,583	2,369,679	2,187,182	1.4
	16 国 庫 支 出 金	32,136,560	30,856,390	29,320,916	19.0	36,479,916	34,058,524	31,776,324	20.7
	17 県 支 出 金	11,704,169	11,017,998	10,654,659	6.9	13,162,809	11,956,688	11,635,298	7.6
	18 財 産 収 入	222,721	239,933	239,641	0.1	237,160	241,372	241,069	0.2
	19 寄 附 金	2,234,479	2,165,958	2,165,958	1.4	757,483	548,254	548,254	0.4
	20 繰 入 金	5,800,006	5,282,751	5,282,751	3.4	7,050,867	4,934,713	4,934,713	3.2
	21 繰 越 金	2,465,361	2,465,361	2,465,361	1.6	2,223,592	2,223,592	2,223,592	1.5
	22 諸 収 入	8,660,307	8,465,997	8,172,462	5.3	8,369,549	8,158,230	7,918,955	5.1
	23 市 債	20,060,700	12,123,790	12,123,790	7.9	19,892,600	13,121,600	13,121,600	8.5
合 計		167,775,352	158,230,982	154,582,839	100.0	169,862,363	158,310,417	153,937,510	100.0

※ 構成比は、収入済額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。

(単位:千円)

区 分		令 和 6 年 度				令 和 5 年 度			
		予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額 との比較	構成比(%)	予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額 との比較	構成比(%)
歳 出	1 議 会 費	664,995	659,729	5,266	0.4	662,297	655,595	6,702	0.4
	2 総 務 費	20,646,455	19,704,096	942,359	12.9	16,146,610	15,150,648	995,962	10.0
	徴 税 費	1,124,927	1,100,983	23,944	(0.7)	1,154,802	1,057,954	96,848	(0.7)
	そ の 他	19,521,528	18,603,113	918,415	(12.2)	14,991,808	14,092,694	899,114	(9.3)
	3 民 生 費	60,568,104	58,344,674	2,223,430	38.2	63,418,623	60,674,512	2,744,111	40.1
	4 衛 生 費	12,661,365	11,402,146	1,259,219	7.5	17,575,845	14,458,112	3,117,733	9.5
	5 労 働 費	579,738	566,706	13,032	0.4	603,294	585,296	17,998	0.4
	6 農 林 水 産 業 費	3,653,469	2,750,959	902,510	1.8	4,282,071	3,218,602	1,063,469	2.1
	7 商 工 費	9,636,808	9,324,458	312,350	6.1	9,479,502	8,928,396	551,106	5.9
	8 土 木 費	20,538,167	14,894,886	5,643,281	9.8	20,790,797	15,676,304	5,114,493	10.4
	9 消 防 費	5,450,052	4,927,765	522,287	3.2	4,445,445	4,343,976	101,469	2.9
	10 教 育 費	18,508,081	16,230,897	2,277,184	10.6	16,800,964	13,770,686	3,030,278	9.1
	11 災 害 復 旧 費	1,647,444	739,213	908,231	0.5	2,711,540	1,125,555	1,585,985	0.7
	12 公 債 費	13,154,495	13,129,574	24,921	8.6	12,912,378	12,884,467	27,911	8.5
	13 諸 支 出 金	1	－	1	0.0	1	－	1	0.0
	14 予 備 費	66,178	－	66,178	0.0	32,996	－	32,996	0.0
合 計		167,775,352	152,675,103	15,100,249	100.0	169,862,363	151,472,149	18,390,214	100.0

※ 構成比は、支出済額合計に占める各項目の割合を示す。()内の数値も同様。

(5) 基準財政収入額

(単位:千円)

項目 \ 年度	3	4	5	6	7
市 民 税	13,204,577	14,624,293	14,238,443	13,604,311	14,916,984
固 定 資 産 税	12,358,639	12,550,263	12,679,053	13,113,328	13,181,295
軽 自 動 車 税	584,884	609,762	630,620	647,076	664,227
軽自動車税環境性能割	23,912	50,637	60,155	81,659	65,435
市 た ば こ 税	1,554,481	1,608,141	1,611,605	1,623,119	1,643,340
鉱 産 税	5,014	3,100	2,492	3,297	4,222
事 業 所 税	1,169,570	1,149,337	1,153,923	1,163,970	1,164,125
利 子 割 交 付 金	22,141	13,587	8,363	3,347	16,586
配 当 割 交 付 金	60,587	66,759	95,552	82,374	101,985
株式等譲渡所得割交付金	75,842	114,513	70,369	113,241	184,964
法 人 事 業 税 交 付 金	418,308	530,275	454,274	492,506	496,139
地 方 消 費 税 交 付 金	6,541,428	6,766,672	7,499,037	6,896,068	7,249,692
ゴルフ場利用税交付金	36,825	37,363	42,123	39,879	37,709
自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	-	-	-	-
自動車税環境性能割交付金	52,022	55,004	33,658	43,908	52,952
地 方 揮 発 油 譲 与 税	227,838	228,183	216,504	215,279	212,723
特 別 と ん 譲 与 税	26,030	25,867	24,932	19,917	24,255
自 動 車 重 量 譲 与 税	640,671	647,775	646,037	677,839	691,848
航 空 機 燃 料 譲 与 税	40,960	38,491	49,159	45,760	46,400
森 林 環 境 譲 与 税	97,843	126,272	132,010	172,130	184,900
市町村交付金及び市町村納付金	152,709	153,031	152,752	151,845	145,795
交通安全対策特別交付金	62,680	64,097	66,805	61,415	56,781
地 方 特 例 交 付 金	243,878	253,089	235,032	1,179,375	216,493
低工法等による控除額	△ 2,024	△ 3,594	△ 5,130	△ 7,701	△ 22,380
合 計	37,598,815	39,712,917	40,097,768	40,423,942	41,336,470

(6) 基準財政収入額・基準財政需要額比較表

(単位:千円)

項目 \ 年度	3	4	5	6	7
基準財政収入額 (A)※	37,598,815	39,712,917	40,097,768	40,423,942	41,336,470
基準財政需要額 (B)※	58,802,694	59,841,142	61,757,775	63,818,191	64,381,678
差引不足額 (B)－(A)	21,203,879	20,128,225	21,660,007	23,394,249	23,045,208

※ 錯誤措置額算定前の数値。令和6年度までは決算額、令和7年度は決算見込額。



4 市税に関する調

(1) 令和7年度市税税率表

税目	区分	税	率	納期																																																																																																							
市 民 税	個人	○均等割 3,000円 ○所得割 課税標準額の6%		個人 普通徴収 第1期 6月 1日～ 6月30日 第2期 8月 1日～ 9月 1日 第3期 10月 1日～10月31日 第4期 1月 1日～ 2月 2日 給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 公的年金からの特別徴収 偶数月(特別徴収初年度は 10月・12月・2月) 法人 確定申告 各事業年度終了の日の翌日 から2カ月以内 予定・中間申告 事業年度開始の日以後6カ月 を経過した日から2カ月以内																																																																																																							
	法人	○均等割																																																																																																									
			<table><tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>1千万円以下のもの等</td><td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td><td>60,000円 144,000円</td></tr><tr><td>1千万円を超え</td><td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td><td>156,000円 180,000円</td></tr><tr><td>1億円を超え</td><td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td><td>192,000円 480,000円</td></tr><tr><td>10億円を超え</td><td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td><td>492,000円 2,100,000円</td></tr><tr><td>50億円を超えるもの</td><td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td><td>492,000円 3,600,000円</td></tr></table> ○法人税割 法人税額の8.4%	資本金等の額	従業者数	税率(年額)	1千万円以下のもの等	50人以下のもの 50人を超えるもの	60,000円 144,000円	1千万円を超え	50人以下のもの 50人を超えるもの	156,000円 180,000円	1億円を超え	50人以下のもの 50人を超えるもの	192,000円 480,000円	10億円を超え	50人以下のもの 50人を超えるもの	492,000円 2,100,000円	50億円を超えるもの	50人以下のもの 50人を超えるもの	492,000円 3,600,000円																																																																																						
資本金等の額	従業者数	税率(年額)																																																																																																									
1千万円以下のもの等	50人以下のもの 50人を超えるもの	60,000円 144,000円																																																																																																									
1千万円を超え	50人以下のもの 50人を超えるもの	156,000円 180,000円																																																																																																									
1億円を超え	50人以下のもの 50人を超えるもの	192,000円 480,000円																																																																																																									
10億円を超え	50人以下のもの 50人を超えるもの	492,000円 2,100,000円																																																																																																									
50億円を超えるもの	50人以下のもの 50人を超えるもの	492,000円 3,600,000円																																																																																																									
固 定 資 産 税		課税標準額の1.6% 免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満		第1期 5月10日～ 6月 2日 第2期 7月 1日～ 7月31日 第3期 12月 1日～ 1月 5日 第4期 2月 1日～ 3月 2日																																																																																																							
軽 自 動 車 税		種別割	<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td colspan="4">50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td colspan="4">125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のもの</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td colspan="4">90cc以下のもの</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td colspan="4">125cc以下のもの</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td colspan="4">ミニカー(三輪以上)</td><td>3,700 円</td></tr><tr><td rowspan="15">軽自動車</td><td colspan="4">二輪のもの(側車付を含む。)</td><td>3,600 円</td></tr><tr><td rowspan="3">三輪のもの</td><td colspan="2"></td><td>旧税率</td><td>3,100 円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>新税率</td><td>3,900 円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>重課税率</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="6">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td rowspan="2">営業用</td><td>旧税率</td><td>5,500 円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>6,900 円</td></tr><tr><td rowspan="2">自家用</td><td>重課税率</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>7,200 円</td></tr><tr><td rowspan="4">貨物</td><td rowspan="2">営業用</td><td>新税率</td><td>10,800 円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td rowspan="2">自家用</td><td>旧税率</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>3,800 円</td></tr><tr><td colspan="4">雪上車</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td colspan="4">被けん引車</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td colspan="4">小型特殊自動車</td><td>3,600 円</td></tr><tr><td colspan="4">農耕作業用</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td colspan="4">その他のもの</td><td>5,900 円</td></tr><tr><td colspan="4">二輪の小型自動車</td><td>6,000 円</td></tr></table> ○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用	車種区分				税率	原動機付自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)				2,000 円	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のもの				2,000 円	90cc以下のもの				2,000 円	125cc以下のもの				2,400 円	ミニカー(三輪以上)				3,700 円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)				3,600 円	三輪のもの			旧税率	3,100 円			新税率	3,900 円			重課税率	4,600 円	四輪以上のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500 円	新税率	6,900 円	自家用	重課税率	8,200 円	旧税率	7,200 円	貨物	営業用	新税率	10,800 円	重課税率	12,900 円	自家用	旧税率	3,000 円	新税率	3,800 円	雪上車				4,500 円	被けん引車				6,000 円	小型特殊自動車				3,600 円	農耕作業用				2,400 円	その他のもの				5,900 円	二輪の小型自動車				6,000 円	5月1日～6月2日 旧税率 平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率 平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率 新規登録から13年を経過した車両に適用 グリーン化特例(三輪、四輪以上) (ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る
車種区分				税率																																																																																																							
原動機付自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)				2,000 円																																																																																																						
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のもの				2,000 円																																																																																																						
	90cc以下のもの				2,000 円																																																																																																						
	125cc以下のもの				2,400 円																																																																																																						
	ミニカー(三輪以上)				3,700 円																																																																																																						
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)				3,600 円																																																																																																						
	三輪のもの			旧税率	3,100 円																																																																																																						
				新税率	3,900 円																																																																																																						
				重課税率	4,600 円																																																																																																						
	四輪以上のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500 円																																																																																																						
				新税率	6,900 円																																																																																																						
		自家用	重課税率	8,200 円																																																																																																							
			旧税率	7,200 円																																																																																																							
		貨物	営業用	新税率	10,800 円																																																																																																						
				重課税率	12,900 円																																																																																																						
	自家用		旧税率	3,000 円																																																																																																							
			新税率	3,800 円																																																																																																							
	雪上車				4,500 円																																																																																																						
	被けん引車				6,000 円																																																																																																						
	小型特殊自動車				3,600 円																																																																																																						
農耕作業用				2,400 円																																																																																																							
その他のもの				5,900 円																																																																																																							
二輪の小型自動車				6,000 円																																																																																																							
			<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="3">三輪のもの</td><td></td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	車種区分				(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの				1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—																																																																						
車種区分				(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																					
軽自動車	三輪のもの				1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																				
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																					
			自家用	2,700円	—	—																																																																																																					
		貨物	営業用	1,000円	—	—																																																																																																					
			自家用	1,300円	—	—																																																																																																					

税目	区分	税	率	納期		
軽自動車税	環境性能割 取得価格に下記税率をかけた額			軽自動車の登録時又は使用の届出時 (ア)乗用:令和12年度燃費基準80%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準105%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準70%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準95%達成車 ※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る		
		税率				
		軽自動車				
		区 分	自家用		営業用	
		電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税		非課税	
		ガソリン車	(ア)			
		(ハイブリット車含む)	(イ)		1.0%	0.5%
		LPG車	(ウ)			1.0%
		上記以外			2.0%	2.0%
		○免税点	500,000円			
市たばこ税	税	売渡本数千本につき	6,552円	翌月の末日		
鉱産税	税	鉱物価格の1%(鉱物価格が200万円以下の場合)	は0.7%)	翌月の末日		
特別土地保有税	税	土地の取得価格の1.4%(保有)、3%(取得)	免税点	5,000㎡未満	課税停止	
入湯税	税	宿泊入湯客1人1泊につき	150円	日帰り入湯客1人1日につき	75円	翌月の15日
事業所税	税	資産制	事業所床面積1㎡につき600円	従業者制	従業者給与総額の0.25%	個人 翌年の3月15日 法人 事業年度終了から2カ月以内

(2) 税目別収入状況調

(単位:千円)

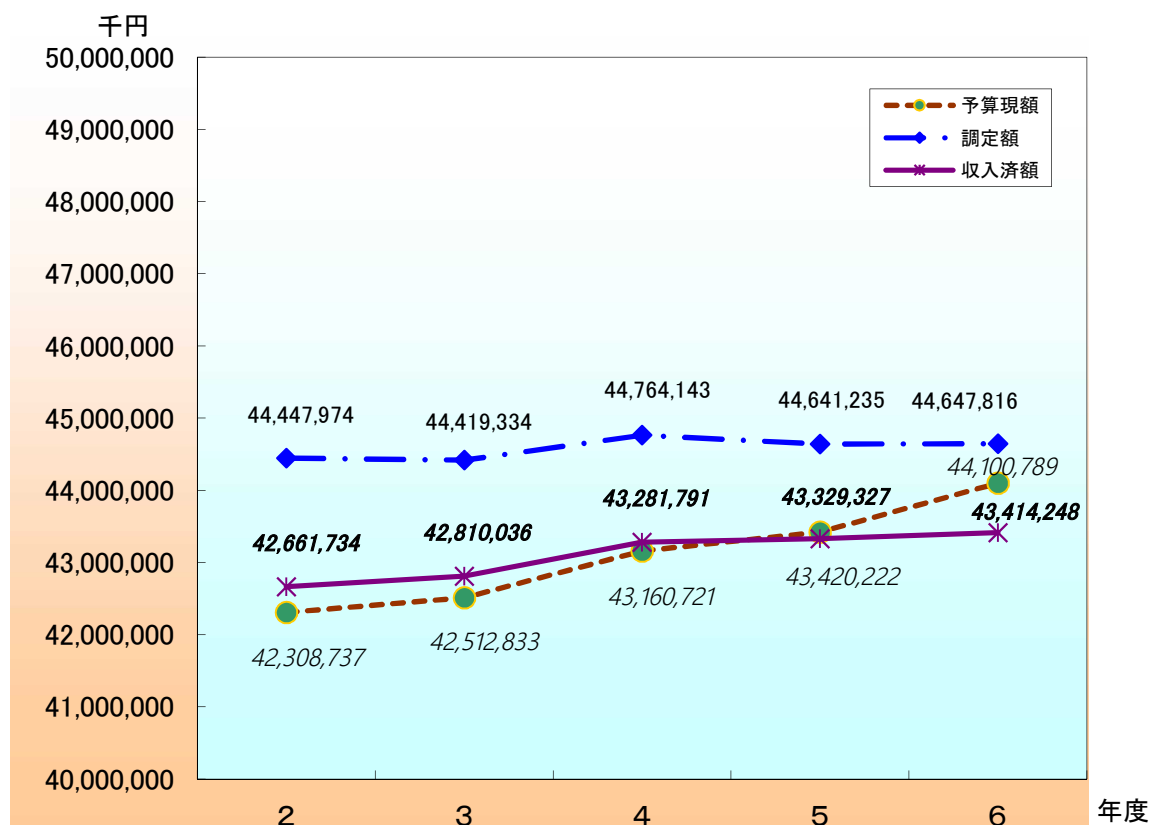
税目		区分 年度	予算現額 (A)		調 定 額 (B)			収入済額 (C)		収 入 率	
			税 額	構成比(%)	税 額	構成比(%)	前年度対比(%)	税 額	構成比(%)	対予算(C/A)	対調定(C/B)
市 民 税	個人	2	15,417,996	36.5	15,574,697	35.1	101.2	15,483,998	36.3	100.4	99.4
		3	15,318,207	36.0	15,470,076	34.8	99.3	15,338,626	35.8	100.1	99.2
		4	15,508,547	35.9	15,541,653	34.7	100.5	15,463,194	35.7	99.7	99.5
		5	15,738,331	36.2	15,707,452	35.2	101.1	15,621,243	36.0	99.3	99.5
		6	15,462,157	35.1	14,739,543	33.0	93.8	14,636,447	33.7	94.7	99.3
	法人	2	3,273,632	7.7	3,480,681	7.8	79.2	3,408,654	8.0	104.1	97.9
		3	3,814,287	9.0	3,855,259	8.7	110.8	3,845,869	9.0	100.8	99.8
		4	3,611,280	8.4	3,663,809	8.2	95.0	3,654,088	8.5	101.2	99.7
		5	3,537,781	8.2	3,413,573	7.6	93.2	3,405,679	7.9	96.3	99.8
		6	3,881,709	8.8	3,909,726	8.8	114.5	3,901,684	9.0	100.5	99.8
	計	2	18,691,628	44.2	19,055,378	42.9	96.3	18,892,652	44.3	101.1	99.1
		3	19,132,494	45.0	19,325,335	43.5	101.4	19,184,495	44.8	100.3	99.3
		4	19,119,827	44.3	19,205,462	42.9	99.4	19,117,282	44.2	100.0	99.5
		5	19,276,112	44.4	19,121,025	42.8	99.6	19,026,922	43.9	98.7	99.5
		6	19,343,866	43.9	18,649,269	41.8	97.5	18,538,131	42.7	95.8	99.4
固 定 資 産 税	固定資産税	2	18,867,431	44.6	19,262,480	43.3	99.8	18,935,522	44.4	100.4	98.3
		3	18,366,882	43.2	18,781,612	42.2	97.5	18,559,387	43.3	101.0	98.8
		4	18,921,519	43.8	19,235,559	42.9	102.4	19,033,632	43.9	100.6	99.0
		5	18,963,739	43.7	19,309,466	43.3	100.4	19,096,391	44.1	100.7	98.9
		6	19,627,627	44.5	19,895,269	44.5	103.0	19,701,341	45.4	100.4	99.0
	交付金	2	206,114	0.5	206,097	0.5	95.9	206,097	0.5	100.0	100.0
		3	203,611	0.5	203,611	0.5	98.8	203,611	0.5	100.0	100.0
		4	204,041	0.5	204,041	0.5	100.2	204,041	0.5	100.0	100.0
		5	203,628	0.5	203,669	0.5	99.8	203,669	0.5	100.0	100.0
		6	202,460	0.5	202,459	0.5	99.4	202,459	0.5	100.0	100.0
	計	2	19,073,545	45.1	19,468,577	43.8	99.7	19,141,619	44.9	100.4	98.3
		3	18,570,493	43.7	18,985,223	42.7	97.5	18,762,998	43.8	101.0	98.8
		4	19,125,560	44.3	19,439,600	43.4	102.4	19,237,673	44.4	100.6	99.0
		5	19,167,367	44.2	19,513,135	43.8	100.4	19,300,060	44.6	100.7	98.9
		6	19,830,087	45.0	20,097,728	45.0	103.0	19,903,800	45.9	100.4	99.0
軽 自 動 車 税	2	790,220	1.9	802,669	1.8	106.4	796,869	1.9	100.8	99.3	
	3	838,278	2.0	838,960	1.9	104.5	831,446	2.0	99.2	99.1	
	4	899,277	2.1	909,353	2.0	108.4	903,105	2.1	100.4	99.3	
	5	924,288	2.1	935,692	2.1	102.9	930,089	2.1	100.6	99.4	
	6	956,298	2.2	958,769	2.1	102.5	953,959	2.2	99.8	99.5	
市 た ば こ 税	2	1,954,347	4.6	1,946,669	4.4	95.6	1,946,669	4.6	99.6	100.0	
	3	2,080,736	4.9	2,101,046	4.7	107.9	2,101,046	4.9	101.0	100.0	
	4	2,186,206	5.1	2,196,242	4.9	104.5	2,196,242	5.1	100.5	100.0	
	5	2,216,480	5.1	2,208,937	4.9	100.6	2,208,937	5.1	99.7	100.0	
	6	2,168,330	4.9	2,175,687	4.9	98.5	2,175,687	5.0	100.3	100.0	

(単位:千円)

税目	区分 年度	予算現額 (A)		調 定 額 (B)			収入済額 (C)		収 入 率	
		税 額	構成比(%)	税 額	構成比(%)	前年度対比(%)	税 額	構成比(%)	対予算(C/A)	対調定(C/B)
鉦 産 税	2	7,321	0.0	6,684	0.0	90.0	6,684	0.0	91.3	100.0
	3	6,319	0.0	4,131	0.0	61.8	4,131	0.0	65.4	100.0
	4	3,537	0.0	3,321	0.0	80.4	3,321	0.0	93.9	100.0
	5	3,537	0.0	4,395	0.0	132.3	4,395	0.0	124.3	100.0
	6	5,513	0.0	5,627	0.0	128.0	5,627	0.0	102.1	100.0
特 土 地 地 保 保 有 有 税 税	2	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	4	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	6	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
入 湯 税	2	17,051	0.0	20,639	0.0	62.9	20,639	0.0	121.0	100.0
	3	31,441	0.1	34,736	0.1	168.3	34,736	0.1	110.5	100.0
	4	44,932	0.1	44,552	0.1	128.3	44,552	0.1	99.2	100.0
	5	46,586	0.1	43,136	0.1	96.8	43,136	0.1	92.6	100.0
	6	44,152	0.1	44,637	0.1	103.5	44,637	0.1	101.1	100.0
事 業 所 税	2	1,462,893	3.5	1,532,124	3.5	100.6	1,509,546	3.5	103.2	98.5
	3	1,497,884	3.5	1,501,593	3.4	98.0	1,491,076	3.5	99.5	99.3
	4	1,497,910	3.4	1,511,620	3.5	100.7	1,498,857	3.5	100.1	99.2
	5	1,510,704	3.5	1,523,055	3.4	100.8	1,504,291	3.5	99.6	98.8
	6	1,523,705	3.4	1,536,909	3.5	100.9	1,529,893	3.5	100.4	99.5
現 年 合 計	2	41,997,005	99.3	42,832,740	96.4	98.1	42,314,678	99.2	100.8	98.8
	3	42,157,645	99.2	42,791,024	96.3	99.9	42,409,928	99.1	100.6	99.1
	4	42,877,249	99.3	43,310,150	96.8	101.2	43,001,032	99.4	100.3	99.3
	5	43,145,074	99.4	43,349,375	97.1	100.1	43,017,830	99.3	99.7	99.2
	6	43,871,951	99.5	43,468,626	97.4	100.3	43,151,734	99.4	98.4	99.3
滞 納 繰 越 分	2	311,732	0.7	1,615,234	3.6	91.4	347,056	0.8	111.3	21.5
	3	355,188	0.8	1,628,310	3.7	100.8	400,108	0.9	112.6	24.6
	4	283,472	0.7	1,453,993	3.2	89.3	280,759	0.6	99.0	19.3
	5	275,148	0.6	1,291,860	2.9	88.8	311,497	0.7	113.2	24.1
	6	228,838	0.5	1,179,190	2.6	91.3	262,514	0.6	114.7	22.3
市 税 合 計	2	42,308,737	100.0	44,447,974	100.0	97.8	42,661,734	100.0	100.8	96.0
	3	42,512,833	100.0	44,419,334	100.0	99.9	42,810,036	100.0	100.7	96.4
	4	43,160,721	100.0	44,764,143	100.0	100.8	43,281,791	100.0	100.3	96.7
	5	43,420,222	100.0	44,641,235	100.0	99.7	43,329,327	100.0	99.8	97.1
	6	44,100,789	100.0	44,647,816	100.0	100.0	43,414,248	100.0	98.4	97.2

(3) 市税負担状況調

年度		2	3	4	5	6
区分						
予 算 現 額 (千円)		42,308,737	42,512,833	43,160,721	43,420,222	44,100,789
調 定 額 (千円)		44,447,974	44,419,334	44,764,143	44,641,235	44,647,816
収 入 済 額 (千円)		42,661,734	42,810,036	43,281,791	43,329,327	43,414,248
人口1人当たり (円)	予 算 現 額	139,021	140,970	144,550	147,155	151,335
	調 定 額	146,050	147,292	149,920	151,293	153,212
	収 入 済 額	140,181	141,956	144,955	146,847	148,979
一世帯当たり (円)	予 算 現 額	290,498	291,008	294,616	296,311	301,037
	調 定 額	305,187	304,059	305,561	304,643	304,772
	収 入 済 額	292,922	293,043	295,443	295,691	296,351



(4) 徴税費の調

(単位:千円)

区 分			年 度	2	3	4	5	6	
税 収 入 額			a 市 税	42,661,734	42,810,036	43,281,791	43,329,327	43,414,248	
			b 個 人 県 民 税	10,388,347	10,273,652	10,359,843	10,461,018	9,730,559	
			c 合 計	53,050,081	53,083,688	53,641,634	53,790,345	53,144,807	
徴 税 費	人 件 費	d 基 本 給	344,414	359,549	352,159	344,577	366,947		
		e 諸 手 当	207,410	216,299	207,902	205,288	219,986		
		(イ) 時間外勤務手当	(26,287)	(34,357)	(27,175)	(23,552)	(22,479)		
		(ロ) 税 務 手 当	(7,310)	(7,340)	(7,481)	(7,652)	(7,699)		
		(ハ) そ の 他	(173,813)	(174,602)	(173,246)	(174,084)	(189,808)		
		f 報 酬	6,768	7,312	7,832	8,633	9,888		
		g そ の 他	3,041	4,176	4,017	4,512	6,896		
		h 小 計	561,633	587,336	571,910	563,010	603,717		
	需 用 費	i 旅 費	17	0	412	206	94		
		j 賃 金	0	0	0	0	0		
		k そ の 他	281,750	218,452	336,183	262,346	239,947		
		l 小 計	281,767	218,452	336,595	262,552	240,041		
	諸 費	m 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0		
		n そ の 他	26	26	26	0	0		
		o 小 計	26	26	26	0	0		
	p そ の 他		8,667	9,955	13,092	20,245	26,602		
	q 合 計		852,093	815,769	921,623	845,807	870,360		
	県民税徴収取扱費			r 納税義務者数を基準とした金額	458,822	460,677	460,580	457,129	458,641
				s 徴収額を基準とした金額	17,942	16,357	17,748	16,778	22,539
				t 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	0	0
				u 合 計	476,764	477,034	478,328	473,907	481,180
v (q - u)			375,329	338,735	443,295	371,900	389,180		
税収入額に対する	w (q ÷ c)		1.61%	1.54%	1.72%	1.57%	1.64%		
徴 税 費 の 割 合	x (v ÷ a)		0.88%	0.79%	1.02%	0.86%	0.90%		

※ 徴税費は過年度還付金を除く。

5 市民税に関する調

(1) 個人市民税・県民税・森林環境税年度別調定額

(単位:千円)

区 分 \ 年 度			3	4	5	6	7(当初)
普通徴収分	市 民 税	所得割額	2,228,604	2,437,447	2,545,434	2,424,376	2,514,650
		均等割額	79,441	59,724	61,488	50,993	48,075
		計	2,308,045	2,497,171	2,606,922	2,475,369	2,562,725
	県 民 税	所得割額	1,487,985	1,624,964	1,696,956	1,616,251	1,676,433
		均等割額	52,029	39,247	40,406	30,623	28,845
		計	1,540,014	1,664,211	1,737,362	1,646,874	1,705,278
	市・県民税の計		3,848,059	4,161,382	4,344,284	4,122,243	4,268,003
	森 林 環 境 税		-	-	-	16,816	16,025
給与特別徴収分	市 民 税	所得割額	11,784,743	11,812,775	11,935,274	11,206,751	12,700,736
		均等割額	381,397	380,884	381,306	331,642	331,947
		計	12,166,140	12,193,659	12,316,580	11,538,393	13,032,683
	県 民 税	所得割額	7,852,072	7,874,407	7,956,862	7,471,173	8,467,158
		均等割額	250,996	250,366	250,573	202,569	199,168
		計	8,103,068	8,124,773	8,207,435	7,673,742	8,666,326
	市・県民税の計		20,269,208	20,318,432	20,524,015	19,212,135	21,699,009
	森 林 環 境 税		-	-	-	109,049	110,696
年金特別徴収分	市 民 税	所得割額	768,428	610,559	577,479	502,136	697,272
		均等割額	81,197	90,647	90,934	80,820	87,006
		計	849,625	701,206	668,413	582,956	784,278
	県 民 税	所得割額	510,439	407,039	384,986	334,757	464,848
		均等割額	53,098	59,568	59,757	48,492	52,204
		計	563,537	466,607	444,743	383,249	517,052
	市・県民税の計		1,413,162	1,167,813	1,113,156	966,205	1,301,330
	森 林 環 境 税		-	-	-	26,940	29,002
合 計	市 民 税	所得割額	14,781,775	14,860,781	15,058,187	14,133,263	15,912,658
		均等割額	542,035	531,255	533,728	463,455	467,028
		計	15,323,810	15,392,036	15,591,915	14,596,718	16,379,686
	県 民 税	所得割額	9,850,496	9,906,410	10,038,804	9,422,181	10,608,439
		均等割額	356,123	349,181	350,736	281,684	280,217
		計	10,206,619	10,255,591	10,389,540	9,703,865	10,888,656
	市・県民税の計		25,530,429	25,647,627	25,981,455	24,300,583	27,268,342
	森 林 環 境 税 の 計		-	-	-	152,805	155,723
市民税・県民税・森林環境税のあん分率		市 民 税	0.6002174895	0.6001348975	0.60011599554	0.60313792570	0.59727420450
		県 民 税	0.3997825105	0.3998651025	0.39988400446	0.39686207430	0.39704747610
		森林環境税	-	-	-	0.00618858730	0.00567831940

※退職分離課税を除く。

※平成20年度より県民税均等割に「秋田県水と緑の森づくり税(800円)」が新設。

※令和6年度より東日本大震災復興基本法に基づく臨時的措置(市民税均等割500円、県民税均等割500円)が終了し、国税として「森林環境税(1,000円)」が新設。

※令和6年度の市民税・県民税について、定額による所得割の額の特別控除を実施。

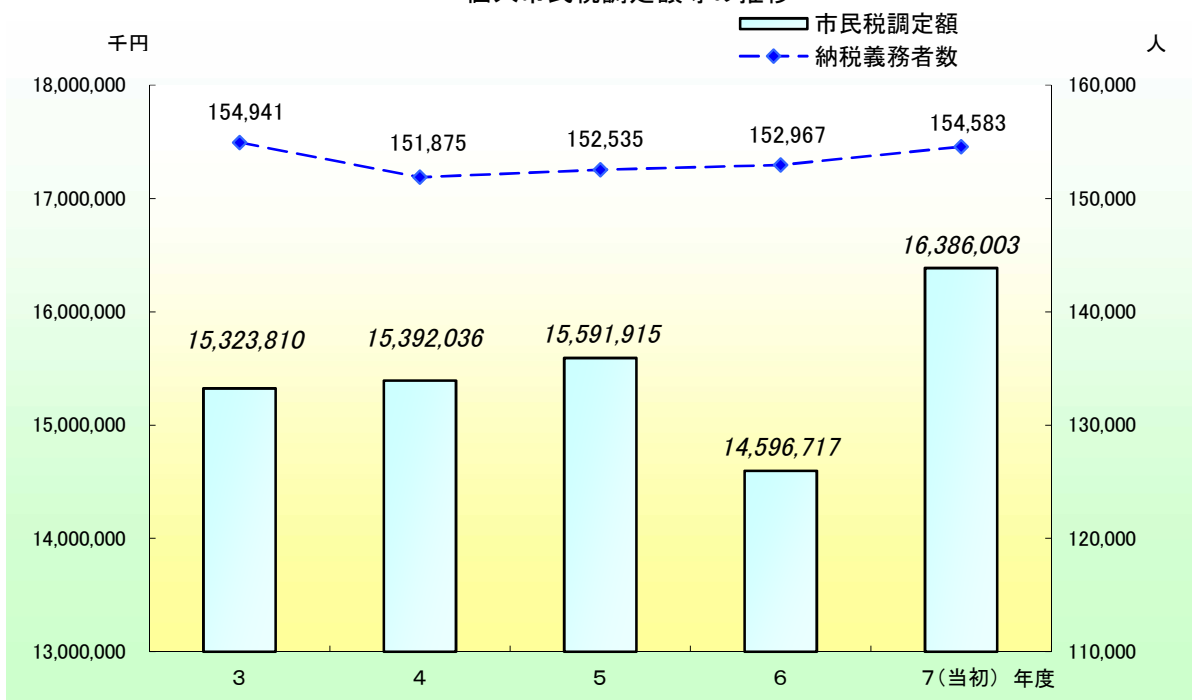
(2) 個人市民税納税義務者数

(単位:人)

区 分 \ 年 度		3	4	5	6	7(当初)
普通徴収	所得割＋均等割	20,876	13,629	14,081	11,239	12,820
	所 得 割 の み	0	0	0	0	0
	均 等 割 の み	1,918	3,435	3,487	5,738	3,205
	計	22,794	17,064	17,568	16,977	16,025
給 与 か ら の 特別徴収	所得割＋均等割	104,327	105,528	105,835	100,912	106,291
	所 得 割 の み	0	0	0	0	0
	均 等 割 の み	4,080	3,384	3,151	8,138	3,265
	計	108,407	108,912	108,986	109,050	109,556
公的年金 か ら の 特別徴収	所得割＋均等割	18,648	21,766	21,751	19,275	24,672
	所 得 割 の み	0	0	0	0	0
	均 等 割 の み	5,092	4,133	4,230	7,665	4,330
	計	23,740	25,899	25,981	26,940	29,002
合 計	所得割＋均等割	143,851	140,923	141,667	131,426	143,783
	所 得 割 の み	0	0	0	0	0
	均 等 割 の み	11,090	10,952	10,868	21,541	10,800
	計	154,941	151,875	152,535	152,967	154,583

※退職分離課税を除く。

個人市民税調定額等の推移



(3) 所得者区分別課税状況(令和7年7月1日現在)

所得者区分	区分	納税義務者数 (人)	構成比 (%)	前年対比 (%)	市民税均等割額 (千円)	構成比 (%)	前年対比 (%)	市民税所得割額 (千円)	構成比 (%)	前年対比 (%)
給与所得者		121,859	78.7	100.8	365,577	78.7	100.8	13,861,486	86.2	113.6
営業所得者		4,950	3.2	100.5	14,850	3.2	100.5	756,970	4.7	102.9
農業所得者		413	0.3	256.5	1,239	0.3	256.5	53,303	0.4	674.0
その他の所得者		27,613	17.8	103.9	82,839	17.8	103.9	1,401,659	8.7	122.4
合 計		154,835	100.0	101.5	464,505	100.0	101.5	16,073,418	100.0	114.0

(資料: 令和7年度市町村課税状況等の調)

(4) 課税標準額段階別の所得割額等調(令和7年7月1日現在)

(単位: 千円)

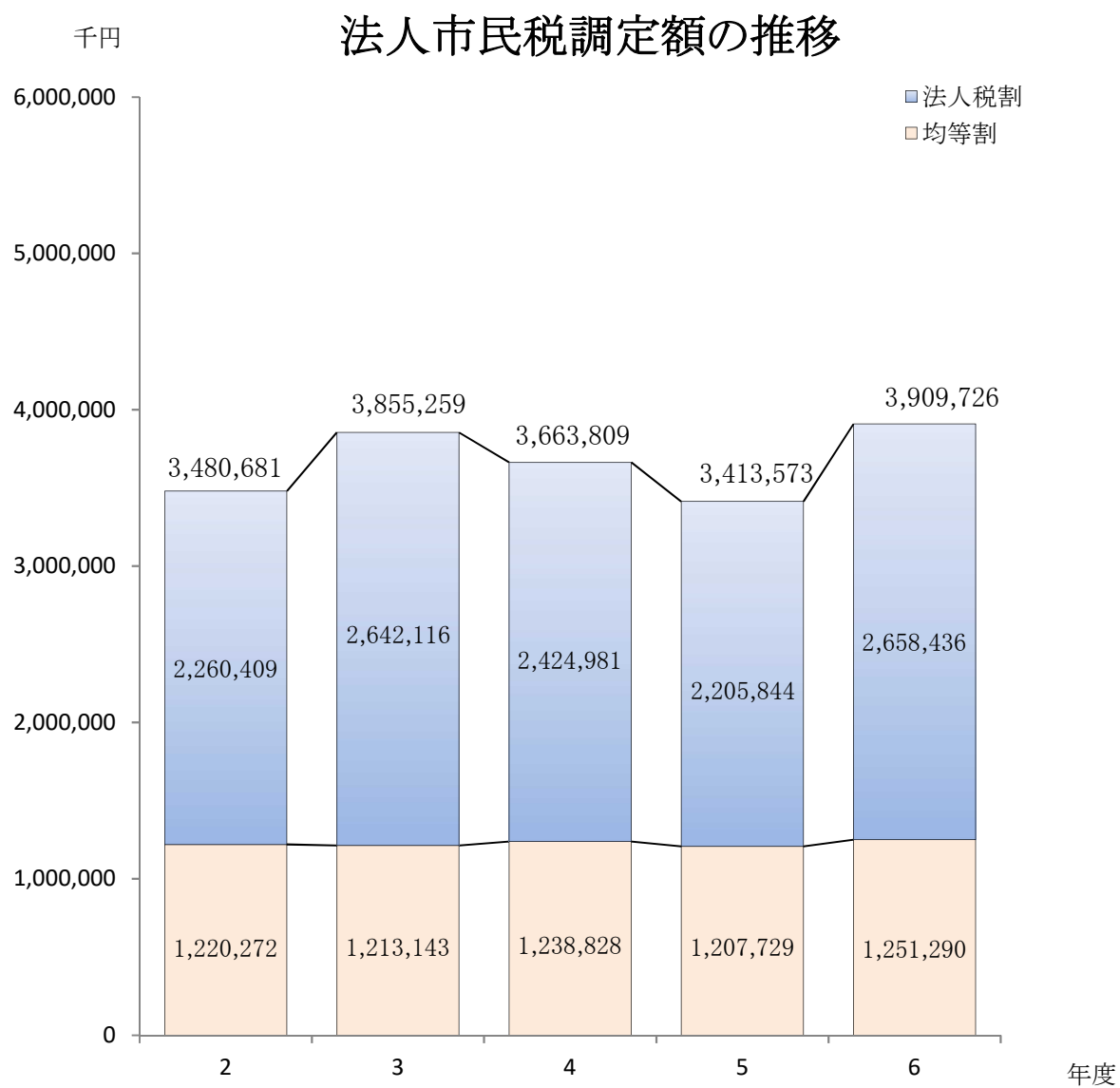
課税標準額の段階	区分	納税義務者数 (人)	総所得金額等		所得控除額	課税標準額	所得割額
			総所得金額	左以外の所得金額			
10万円以下		5,559	3,972,442	1,510,726	3,819,975	1,663,193	50,246
10万円を超え 100万円以下		49,819	72,939,077	1,169,915	44,795,918	29,313,074	1,561,104
100万円を超え 200万円以下		40,989	105,233,290	582,537	45,999,340	59,816,487	3,278,318
200万円を超え 300万円以下		21,950	84,793,243	376,254	31,022,540	54,146,957	3,005,001
300万円を超え 400万円以下		12,414	64,915,829	335,540	21,864,483	43,386,886	2,442,509
400万円を超え 550万円以下		7,186	46,696,457	663,651	14,024,473	33,335,635	1,863,631
550万円を超え 700万円以下		2,174	17,959,271	562,413	4,605,927	13,915,757	763,782
700万円を超え 1,000万円以下		1,743	18,014,878	317,670	3,636,002	14,696,546	809,230
1,000万円を超える金額		2,174	46,209,280	1,744,799	5,077,377	42,876,702	2,299,466
合 計		144,008	460,733,767	7,263,505	174,846,035	293,151,237	16,073,287

(資料: 令和7年度市町村課税状況等の調)

(5) 法人市民税年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
均 等 割	1,220,272	1,213,143	1,238,828	1,207,729	1,251,290
法 人 税 割	2,260,409	2,642,116	2,424,981	2,205,844	2,658,436
合 計	3,480,681	3,855,259	3,663,809	3,413,573	3,909,726



(6) 法人市民税の納税義務者等に関する調

ア 均等割税率別法人数

区 分	税率(年額) (円)	納 税 義務者 (人)	構成比 (%)	区 分	税率(年額) (円)	納 税 義務者 (人)	構成比 (%)
資本等の金額が1千万円以下で 従業者数が50人以下のもの(第1号法人)	60,000	5,854	68.1	資本等の金額が1千万円以下で 従業者数が50人を超えるもの(第2号法人)	144,000	63	0.7
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で 従業者数が50人以下のもの(第3号法人)	156,000	1,368	16.0	資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で 従業者数が50人を超えるもの(第4号法人)	180,000	165	1.9
資本等の金額が1億円を超え10億円以下で 従業者数が50人以下のもの(第5号法人)	192,000	442	5.1	資本等の金額が1億円を超え10億円以下で 従業者数が50人を超えるもの(第6号法人)	480,000	55	0.6
資本等の金額が10億円を超え 従業者数が50人以下のもの(第7号法人)	492,000	566	6.6	資本等の金額が10億円を超え50億円以下で 従業者数が50人を超えるもの(第8号法人)	2,100,000	23	0.3
				資本等の金額が50億円を超え 従業者数が50人を超えるもの(第9号法人)	3,600,000	60	0.7
				合 計		8,596	100.0

(資料: 令和7年度市町村課税状況等の調)

MEMO

[illegible]

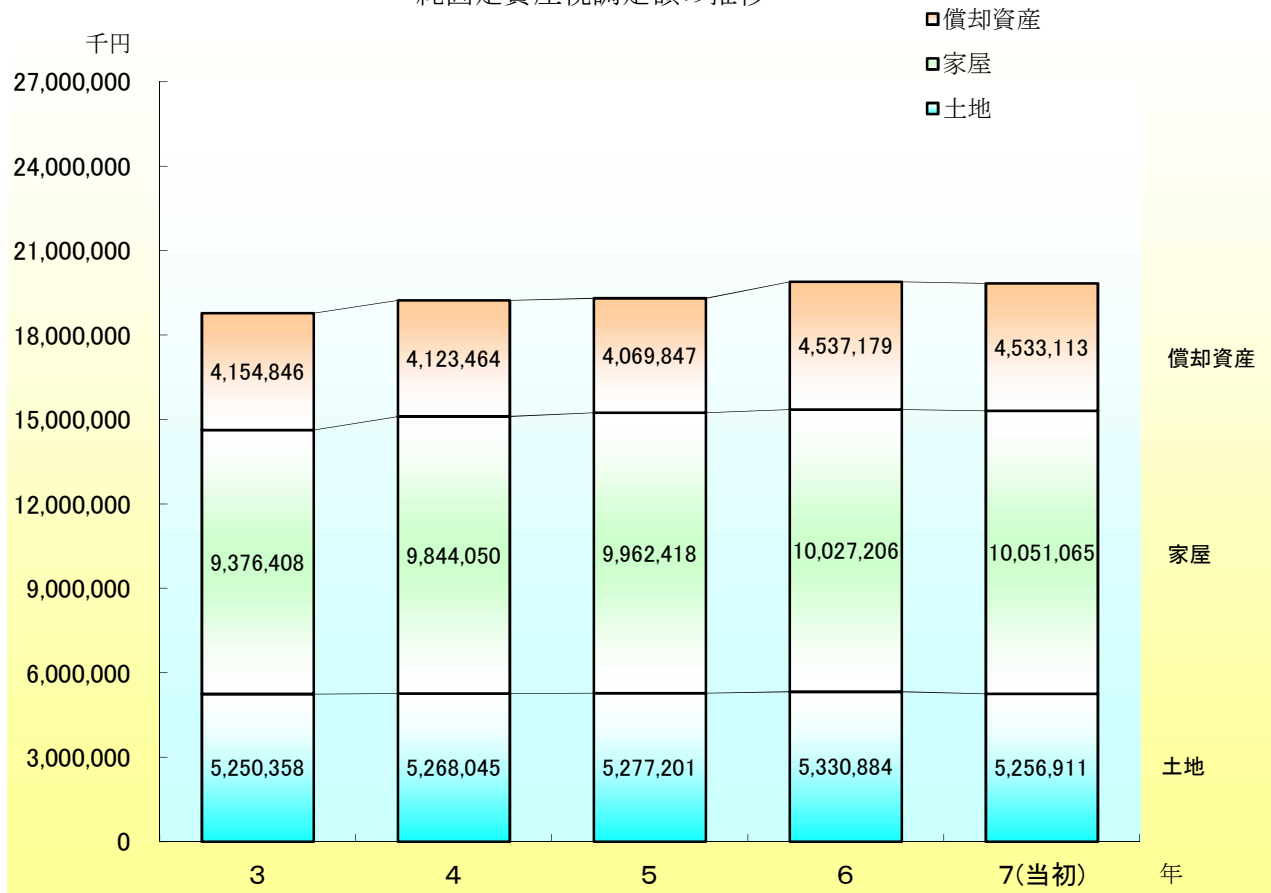
6 固定資産税に関する調

(1) 固定資産税年度別調定額

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	3	4	5	6	7(当初)
土 地	5,250,358	5,268,045	5,277,201	5,330,884	5,256,911
家 屋	9,376,408	9,844,050	9,962,418	10,027,206	10,051,065
償 却 資 産	4,154,846	4,123,464	4,069,847	4,537,179	4,533,113
計	18,781,612	19,235,559	19,309,466	19,895,269	19,841,089
交 付 金	203,611	204,041	203,669	202,459	202,459
合 計	18,985,223	19,439,600	19,513,135	20,097,728	20,043,548

純固定資産税調定額の推移



(2) 納税義務者等の数(現年課税分)

(単位:人)

年 度		3	4	5	6	7
種 類						
土 地	免税点以上	97,626	97,930	98,049	97,980	97,959
	免税点未満	13,066	13,077	13,047	13,065	12,966
家 屋	免税点以上	103,078	103,612	103,841	104,002	103,833
	免税点未満	3,281	3,191	3,119	3,073	2,939
償 却 資 産	免税点以上	2,853	3,223	3,293	3,341	3,369
	免税点未満	3,923	3,902	3,736	3,756	3,764
納税通知書発送件数(件)		125,195	125,520	124,671	124,192	123,801

(3) 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧および審査申出に関する調

年 度		3	4	5	6	7
区 分						
縦 覧	土 地 (筆)	17	19	16	3	6
	家 屋 (棟)	21	14	3	2	5
	計	38	33	19	5	11
	人 数 (人)	6	14	9	5	7
閲 覧	土 地 (筆)	8,723	3,943	3,955	3,931	4,015
	家 屋 (棟)	2,519	2,197	2,356	2,627	2,356
	償却資産 (件)	67	68	121	885	918
	計	11,309	6,208	6,432	7,443	7,289
	人 数 (人)	922	1,008	1,080	2,302	1,202
審査申出受理件数		0	0	0	0	0

※ 縦覧・閲覧については、地方税法に基づく縦覧期間内における人数。

(4) 土地・家屋異動状況調

(単位:土地=筆、家屋=棟)

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
土 地 登 記 申 請 書		3,167	3,214	3,272	3,917	4,254
家 屋 登 記 申 請 書		5,826	5,342	5,592	5,695	6,596
土 地 登 記 済 通 知 書		19,135	20,158	21,624	20,273	21,453
家 屋 登 記 済 通 知 書		8,619	8,182	8,721	8,705	9,866
合 計		36,747	36,896	39,209	38,590	42,169

(5) 土地評価総地積および筆数調

区 分 年度等 地 目		地 積 (㎡)								
		3	4	前年度対比(%)	5	前年度対比(%)	6	前年度対比(%)	7	前年度対比(%)
田	一 般 田	84,852,218	84,451,455	99.5	83,998,090	99.5	83,602,779	99.5	83,045,615	99.3
	市街化区域田	568,689	516,251	90.8	495,014	95.9	482,101	97.4	461,927	95.8
畑	一 般 畑	9,388,711	9,377,641	99.9	9,290,664	99.1	9,165,900	98.7	9,104,507	99.3
	市街化区域畑	1,164,939	1,118,869	96.0	1,103,356	98.6	1,091,120	98.9	1,079,366	98.9
宅 地	小規模住宅用地	21,690,864	21,751,180	100.3	21,812,806	100.3	21,849,315	100.2	21,845,154	100.0
	一般住宅用地	11,324,482	11,300,693	99.8	11,285,239	99.9	11,257,970	99.8	11,227,343	99.7
	商 業 地 等 (非住宅用地)	17,116,285	17,157,460	100.2	17,167,788	100.1	17,356,604	101.1	17,414,216	100.3
	計	50,131,631	50,209,333	100.2	50,265,833	100.1	50,463,889	100.4	50,486,713	100.0
鉱 泉 地		36	36	100.0	36	100.0	36	100.0	36	100.0
池 沼		83,657	83,657	100.0	83,657	100.0	83,657	100.0	83,657	100.0
山 林		133,170,989	133,250,553	100.1	133,384,246	100.1	133,545,096	100.1	133,683,848	100.1
牧 場		33,241	33,241	100.0	33,241	100.0	33,241	100.0	33,241	100.0
原 野		75,670,738	75,756,032	100.1	76,163,166	100.5	76,494,206	100.4	76,833,705	100.4
雑 種 地	ゴルフ場用地	3,550,815	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0
	鉄軌道用地	1,469,800	1,470,268	100.0	1,470,983	100.0	1,458,286	99.1	1,458,890	100.0
	その他の雑種地	5,833,291	5,841,116	100.1	5,846,423	100.1	5,918,722	101.2	5,925,003	100.1
	計	10,853,906	10,862,199	100.1	10,868,221	100.1	10,927,823	100.5	10,934,708	100.1
合 計		365,918,755	365,659,267	99.9	365,685,524	100.0	365,889,848	100.1	365,747,323	100.0

筆 数 (筆)								
3	4	前年度対比(%)	5	前年度対比(%)	6	前年度対比(%)	7	前年度対比(%)
99,981	99,573	99.6	98,942	99.4	98,296	99.3	97,053	98.7
1,928	1,808	93.8	1,765	97.6	1,727	97.8	1,646	95.3
25,743	25,817	100.3	25,585	99.1	25,215	98.6	25,015	99.2
4,020	3,808	94.7	3,761	98.8	3,725	99.0	3,704	99.4
139,741	139,872	100.1	140,077	100.1	140,164	100.1	139,989	99.9
93,287	93,241	100.0	93,328	100.1	93,231	99.9	93,057	99.8
27,420	27,483	100.2	27,401	99.7	27,425	100.1	27,618	100.7
260,448	260,596	100.1	260,806	100.1	260,820	100.0	260,664	99.9
11	11	100.0	11	100.0	11	100.0	11	100.0
99	99	100.0	99	100.0	99	100.0	99	100.0
31,221	31,245	100.1	31,318	100.2	31,370	100.2	31,447	100.2
3	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3	100.0
29,506	29,894	101.3	30,512	102.1	31,281	102.5	32,043	102.4
188	188	100.0	188	100.0	188	100.0	188	100.0
4,633	4,627	99.9	4,619	99.8	4,598	99.5	4,525	98.4
16,043	16,072	100.2	16,186	100.7	16,317	100.8	16,527	101.3
20,864	20,887	100.1	20,993	100.5	21,103	100.5	21,240	100.6
473,824	473,741	100.0	473,795	100.0	473,650	100.0	472,925	99.8

(6) 宅地に関する調(法定免税点以上)

区 分 年 度		地 積 （㎡）					決 定	
		3	4	5	6	7	3	4
地区別								
商業地区	繁華街	65,988	65,987	65,987	65,592	65,491	2,324,507	2,261,824
	高度商業地区	0	0	0	0	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	186,355	181,179	181,682	182,071	182,420	11,877,551	11,275,584
	普通商業地区	1,817,459	1,817,073	1,813,343	1,813,892	1,812,936	52,621,045	52,472,381
	計	2,069,802	2,064,239	2,061,012	2,061,555	2,060,847	66,823,103	66,009,789
住宅地区	併用住宅地区	4,621,037	4,632,772	4,638,842	4,605,024	4,601,320	127,788,283	127,940,329
	高級住宅地区	60,379	60,250	60,191	60,237	60,274	2,493,045	2,489,746
	普通住宅地区	26,359,009	26,417,136	26,449,065	26,527,751	26,569,035	579,432,112	580,198,885
	計	31,040,425	31,110,158	31,148,098	31,193,012	31,230,629	709,713,440	710,628,960
工業地区	大工場地区	7,218,989	7,224,733	7,220,415	7,240,185	7,233,741	34,800,184	34,780,609
	中小工場地区	979,904	976,552	977,033	1,181,448	1,181,437	17,118,199	17,035,104
	家内工場地区	0	0	0	0	0	0	0
	計	8,198,893	8,201,285	8,197,448	8,421,633	8,415,178	51,918,383	51,815,713
村落地区	集団地区	565,654	568,534	571,946	574,360	575,505	4,191,360	4,152,687
	村落地区	7,350,730	7,338,436	7,333,278	7,234,823	7,226,377	26,474,807	25,869,121
	計	7,916,384	7,906,970	7,905,224	7,809,183	7,801,882	30,666,167	30,021,808
観光地区		0	0	0	0	0	0	0
農業用施設の用に供する宅地		363,435	376,465	401,866	403,473	407,681	371,790	385,123
合 計		49,588,939	49,659,117	49,713,648	49,888,856	49,916,217	859,492,883	858,861,393

価 格 (千円)			課 税 標 準 額 (千円)				
5	6	7	3	4	5	6	7
2,221,318	2,200,880	2,198,207	1,334,680	1,303,456	1,276,607	1,259,309	1,258,281
0	0	0	0	0	0	0	0
11,308,824	11,471,457	11,503,449	7,750,296	7,347,506	7,373,872	7,391,234	7,418,412
52,316,027	53,243,784	53,235,238	28,454,316	28,424,811	28,369,539	28,515,706	28,465,430
65,846,169	66,916,121	66,936,894	37,539,292	37,075,773	37,020,018	37,166,249	37,142,123
127,959,929	131,603,531	131,400,928	61,004,373	61,476,521	61,407,136	61,656,021	61,720,669
2,485,134	2,668,830	2,670,340	739,655	759,057	776,630	813,885	817,053
580,765,971	605,678,666	606,558,891	144,023,467	145,570,663	146,322,460	150,041,306	151,924,677
711,211,034	739,951,027	740,630,159	205,767,495	207,806,241	208,506,226	212,511,212	214,462,399
34,806,379	34,670,077	34,688,175	24,156,932	24,142,698	24,164,169	23,502,932	23,518,248
17,024,464	19,394,487	19,394,157	11,362,086	11,289,603	11,275,365	12,524,608	12,538,876
0	0	0	0	0	0	0	0
51,830,843	54,064,564	54,082,332	35,519,018	35,432,301	35,439,534	36,027,540	36,057,124
4,155,496	4,083,493	4,097,911	1,506,843	1,489,874	1,482,182	1,450,706	1,453,937
25,517,144	24,242,118	24,143,936	10,092,799	9,880,798	9,744,853	9,183,378	9,145,879
29,672,640	28,325,611	28,241,847	11,599,642	11,370,672	11,227,035	10,634,084	10,599,816
0	0	0	0	0	0	0	0
411,109	453,238	457,964	244,989	253,774	270,897	271,981	274,817
858,971,795	889,710,561	890,349,196	290,670,436	291,938,761	292,463,710	296,611,066	298,536,279

(7) 土地の概要

区 分 地 目		地 積(m ²)				決 定	
		非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)	法定免税点 未満のもの (ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (ニ)	総 額 (ホ)	法定免税点 未満のもの (ヘ)
田	一 般 田	4,322,881	83,045,615	2,105,946	80,939,669	8,571,537	188,280
	介 在 田 ・ 市 街 化 区 域 田	359,675	461,927	4,379	457,548	3,471,763	10,999
畑	一 般 畑	1,293,727	9,104,507	906,171	8,198,336	212,621	19,472
	介 在 畑 ・ 市 街 化 区 域 畑	431,275	1,079,366	46,015	1,033,351	5,781,169	72,916
宅 地	住 小 規 模 宅 住 宅 用 地		21,845,154	413,925	21,431,229	491,094,899	2,673,899
	一 般 住 宅 用 地		11,227,343	138,700	11,088,643	152,617,230	419,634
	商 業 地 等 (非 住 宅 用 地)		17,414,216	17,871	17,396,345	249,772,251	41,651
	計	8,508,129	50,486,713	570,496	49,916,217	893,484,380	3,135,184
塩 田		0					
鉱 泉 地		153	36	0	36	2,092	0
池 沼		1,920,357	83,657	26,890	56,767	2,476	478
山 林	一 般 山 林	39,190,134	133,683,848	6,883,441	126,800,407	2,030,048	103,436
	介 在 山 林	0	0	0	0	0	0
牧 場		0	33,241	0	33,241	299	0
原 野		31,107,059	76,833,705	6,685,910	70,147,795	847,753	71,781
雑 種 地	ゴルフ場の用地	313,004	3,550,815	350	3,550,465	2,449,222	245
	遊園地等の用地	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道の用地	528	1,458,890	26	1,458,864	6,304,472	226
	その他の雑種地	19,637,332	5,925,003	372,203	5,552,800	27,893,984	154,102
	計	19,950,864	10,934,708	372,579	10,562,129	36,647,678	154,573
そ の 他		43,967,076					
合 計		151,051,330	365,747,323	17,601,827	348,145,496	951,051,816	3,757,119

価 格 (千円)		筆 数 (筆)				単位当たり価格(円／㎡)	
法 定 免 税 点 以 上 の も の (ホ)－(ヘ) (ト)	(ト)に係る 課 税 標 準 額 (チ)	非 課 税 地 筆 数 (リ)	評 価 総 筆 数 (ヌ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (ル)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (ヌ)－(ル) (ヲ)	平 均 価 格 (ホ)／(ロ) (ワ)	最 高 価 格 (カ)
8,383,257	8,235,310	19,495	97,053	4,923	92,130	103	158
3,460,764	1,012,557	1,793	1,646	60	1,586	7,516	39,300
193,149	192,811	5,345	25,015	3,574	21,441	23	64
5,708,253	1,746,542	1,285	3,704	291	3,413	5,356	44,943
488,421,000	81,304,476		139,989	4,338	135,651	22,481	84,840
152,197,596	50,689,846		93,057	2,314	90,743	13,593	62,470
249,730,600	166,541,957		27,618	266	27,352	14,343	120,951
890,349,196	298,536,279	10,013	260,664	6,918	253,746	17,697	120,951
		0					
2,092	1,618	5	11	0	11	58,111	123,995
1,998	1,998	1,028	99	47	52	30	121
1,926,612	1,926,612	4,696	31,447	4,285	27,162	15	25
0	0	0	0	0	0	0	0
299	299	0	3	0	3	9	9
775,972	775,972	6,945	32,043	5,739	26,304	11	20
2,448,977	1,525,541	10	188	1	187	690	773
0	0	0	0	0	0	0	0
6,304,246	3,926,380	4	4,525	2	4,523	4,308	41,254
27,739,882	18,409,524	21,894	16,527	2,439	14,088	4,708	109,485
36,493,105	23,861,445	21,908	21,240	2,442	18,798	3,352	109,485
		92,812					
947,294,697	336,291,443	165,325	472,925	28,279	444,646	2,600	

(8) 家屋の棟数・評価額等に関する調(法定免税点以上)

構 造	年 度	棟 数(棟)	前 年 度 対 比(%)
木 造	3	129,971	100.1
	4	129,900	99.9
	5	129,891	100.0
	6	129,565	99.7
	7	129,005	99.6
非 木 造	3	17,483	100.1
	4	17,475	100.0
	5	17,581	100.6
	6	17,687	100.6
	7	17,773	100.5
合 計	3	147,454	100.1
	4	147,375	99.9
	5	147,472	100.1
	6	147,252	99.9
	7	146,778	99.7

(9) 新・増築および滅失家屋調

種 別		年 度 区 分	3			4		
			増 分	減 分	差引増減	増 分	減 分	差引増減
棟 数	木 造	(棟)	1,285	1,077	208	1,213	1,197	16
	非 木 造	(棟)	167	114	53	188	137	51
	計	(棟)	1,452	1,191	261	1,401	1,334	67
	前 年 度 対 比	(%)	92.0	86.1	133.8	96.5	112.0	25.7
床 面 積	木 造	(㎡)	144,384	115,909	28,475	140,612	115,149	25,463
	非 木 造	(㎡)	71,060	37,946	33,114	47,463	48,939	-1,476
	計	(㎡)	215,444	153,855	61,589	188,075	164,088	23,987
	前 年 度 対 比	(%)	102.9	83.5	244.7	87.3	106.7	38.9
決 定 価 格	木 造	(千円)	9,075,230	1,222,555	7,852,675	8,697,614	1,173,020	7,524,594
	非 木 造	(千円)	7,250,527	1,254,973	5,995,554	4,841,917	1,322,538	3,519,379
	計	(千円)	16,325,757	2,477,528	13,848,229	13,539,531	2,495,558	11,043,973
	前 年 度 対 比	(%)	117.6	92.0	123.8	82.9	100.7	79.8
当 新 た 増 り 分 価 単 格 位	木 造	(円)	62,855			61,855		
	前 年 度 対 比	(%)	107.4			98.4		
	非 木 造	(円)	102,034			102,015		
	前 年 度 対 比	(%)	111.0			100.0		

床面積(㎡)	前年度対比(%)	評価額(千円)	前年度対比(%)
15,084,488	100.3	272,275,938	97.2
15,098,808	100.1	279,699,043	102.7
15,113,550	100.1	287,045,593	102.6
15,102,388	99.9	292,545,933	101.9
15,063,409	99.7	298,897,614	102.2
7,659,378	100.4	352,873,812	98.7
7,664,563	100.1	356,636,272	101.1
7,687,853	100.3	360,952,953	101.2
7,713,136	100.3	353,981,445	98.1
7,768,855	100.7	362,929,653	102.5
22,743,866	100.3	625,149,750	98.1
22,763,371	100.1	636,335,315	101.8
22,801,403	100.2	647,998,546	101.8
22,815,524	100.1	646,527,378	99.8
22,832,264	100.1	661,827,267	102.4

5			6			7		
増分	減分	差引増減	増分	減分	差引増減	増分	減分	差引増減
1,255	1,279	-24	1,016	1,190	-174	974	1,397	-423
247	97	150	185	79	106	208	116	92
1,502	1,376	126	1,201	1,269	-68	1,182	1,513	-331
107.2	103.1	188.1	80.0	92.2	-54.0	98.4	119.2	486.8
139,622	119,070	20,552	113,543	116,010	-2,467	105,244	136,815	-31,571
52,576	24,618	27,958	50,828	28,338	22,490	97,404	32,615	64,789
192,198	143,688	48,510	164,371	144,348	20,023	202,648	169,430	33,218
102.2	87.6	202.2	85.5	100.5	41.3	123.3	117.4	165.9
8,704,227	1,238,083	7,466,144	8,376,812	1,250,621	7,126,191	7,815,341	1,411,304	6,404,037
5,419,640	807,688	4,611,952	5,365,292	841,520	4,523,772	10,106,139	917,445	9,188,694
14,123,867	2,045,771	12,078,096	13,742,104	2,092,141	11,649,963	17,921,480	2,328,749	15,592,731
104.3	82.0	109.4	97.3	102.3	96.5	130.4	111.3	133.8
62,341			73,777			74,259		
100.8			118.3			100.7		
103,082			105,558			103,755		
101.0			102.4			98.3		

(10) 家屋の概要

区 分		棟 数(棟)	床 面 積(m ²)
木 造	総 数	132,314	15,222,031
	法定免税点未満のもの	3,309	158,622
	法定免税点以上のもの	129,005	15,063,409
木 造 以 外	総 数	17,825	7,770,411
	法定免税点未満のもの	52	1,556
	法定免税点以上のもの	17,773	7,768,855
合 計	総 数	150,139	22,992,442
	法定免税点未満のもの	3,361	160,178
	法定免税点以上のもの	146,778	22,832,264
非 課 税 家 屋		3,120	2,639,992

(11) 償却資産に関する調

種 別		年 度	3				4			
		区 分	決定価格	課 税 標準額	構 成 比	対 前 比 年 度	決定価格	課 税 標準額	構 成 比	対 前 比 年 度
			(千円)	(千円)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(%)
構 築 物			41,535,313	40,156,827	15.9	97.5	44,557,160	44,125,714	17.2	109.9
機 械 お よ び 装 置			115,103,421	107,439,470	42.6	99.3	114,086,145	107,486,551	41.8	100.0
船 舶			812,183	448,584	0.2	238.0	1,726,880	920,125	0.4	205.1
航 空 機			34,821	34,821	0.0	85.3	20,566	20,566	0.0	59.1
車 両 お よ び 運 搬 具			1,831,691	1,787,266	0.7	145.1	1,645,204	1,645,204	0.6	92.1
工 具 器 具 お よ び 備 品			28,119,634	27,391,132	10.9	94.6	28,479,498	28,443,858	11.1	103.8
小 計			187,437,063	177,258,100	70.3	98.6	190,515,453	182,642,018	71.1	103.0
法 第 389 条 関 係	大臣配分		75,048,779	70,096,460	27.8	95.5	73,067,159	68,904,217	26.8	98.3
	知事配分		6,282,985	4,640,231	1.8	5926.8	11,433,523	5,313,201	2.1	114.5
	計		81,331,764	74,736,691	29.7	101.7	84,500,682	74,217,418	28.9	99.3
合 計			268,768,827	251,994,791	100.0	99.5	275,016,135	256,859,436	100.0	101.9

決定価格(千円)	単位当たり価格(円)	提示平均価格(円)	単位当たり価格 提示平均価格
299,140,793	19,652	—	—
243,179	1,533		
298,897,614	19,843		
362,934,286	46,707	—	—
4,633	2,978	(参考)	
362,929,653	46,716		
662,075,079	28,795		
247,812	1,547		
661,827,267	28,986		
		実際免税点の額	200,000円

5				6				7			
決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	構成 比 (%)	対前 比年 度 (%)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	構成 比 (%)	対前 比年 度 (%)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	構成 比 (%)	対前 比年 度 (%)
45,333,379	44,938,394	17.7	101.8	50,121,926	48,085,850	17.0	107.0	51,699,000	49,612,758	17.5	103.2
111,071,681	105,283,925	41.4	98.0	140,820,293	124,129,594	44.0	117.9	141,797,514	126,598,625	44.7	102.0
1,790,278	953,238	0.4	103.6	1,521,879	857,029	0.3	89.9	1,257,433	728,199	0.3	85.0
22,526	22,526	0.0	109.5	70,351	69,905	0.0	310.3	8,762	8,762	0.0	12.5
1,693,904	1,693,904	0.7	103.0	1,502,275	1,502,275	0.5	88.7	1,321,992	1,310,694	0.5	87.2
28,875,759	28,787,653	11.3	101.2	30,824,440	30,763,885	10.9	106.9	32,795,850	32,691,257	11.6	106.3
188,787,527	181,679,640	71.5	99.5	224,861,164	205,408,538	72.7	113.1	228,880,551	210,950,295	74.6	102.7
72,391,537	67,995,806	26.7	98.7	76,527,501	72,679,418	25.7	106.9	70,584,471	67,923,483	24.0	93.5
9,377,254	4,567,087	1.8	86.0	4,759,252	4,572,780	1.6	100.1	4,176,118	4,038,968	1.4	88.3
81,768,791	72,562,893	28.5	97.8	81,286,753	77,252,198	27.3	106.5	74,760,589	71,962,451	25.4	93.2
270,556,318	254,242,533	100.0	99.0	306,147,917	282,660,736	100.0	111.2	303,641,140	282,912,746	100.0	100.1

(12) 令和7年度土地の負担調整に関する調(免税点以上)

① 宅 地

区 分			地 積(㎡)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆 数(筆)
負担調整等						
小規模住宅用地	本則による課税		20,401,478	443,021,670	73,836,945	129,102
	上記以外のもの	負担水準 90～95	977,358	43,557,764	7,193,421	6,241
		〃 80～90	41,235	1,530,795	235,001	243
		〃 70～80	6,658	211,860	28,371	39
		〃 60～70	1,368	31,227	3,775	11
		〃 50～60	3,132	67,684	6,963	15
		〃 40～50	0	0	0	0
		〃 0～40	0	0	0	0
	計		21,431,229	488,421,000	81,304,476	135,651
一般住宅用地	本則による課税		10,865,418	142,815,303	47,605,101	87,501
	上記以外のもの	負担水準 90～95	207,991	8,964,875	2,960,315	3,087
		〃 80～90	11,455	326,135	100,390	114
		〃 70～80	2,434	64,061	17,519	30
		〃 60～70	1,319	26,657	6,407	8
		〃 50～60	26	565	114	3
		〃 40～50	0	0	0	0
		〃 0～40	0	0	0	0
	計		11,088,643	152,197,596	50,689,846	90,743
住宅用地以外の宅地	引下げによる課税		314,842	1,933,020	1,353,114	627
	据置による課税		16,457,239	222,499,562	150,017,069	25,043
	上記以外のもの	負担水準 50～60	619,695	25,245,579	15,146,566	1,667
		〃 40～50	4,347	39,869	20,091	13
		〃 30～40	222	12,570	5,117	2
		〃 20～30	0	0	0	0
		〃 0～20	0	0	0	0
	計		17,396,345	249,730,600	166,541,957	27,352

負担調整等		区 分	地 積(㎡)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆 数(筆)
宅地 農地+造成費として評価 される農業用施設用地	引下げによる課税		0	0	0	0
	据置による課税		407,630	457,907	274,783	932
	上記以外のもの	負担水準 50～60	51	57	34	12
		〃 40～50	0	0	0	0
		〃 30～40	0	0	0	0
		〃 20～30	0	0	0	0
		〃 0～20	0	0	0	0
	計		407,681	457,964	274,817	944

② 農 地

負担調整等		区 分	地 積(㎡)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆 数(筆)
本則による課税			90,304,825	15,012,081	10,573,346	117,554
上記以外のもの	負担調整率 1.025		84,949	1,006,431	324,913	261
	〃 1.05		48,039	303,667	90,295	150
	〃 1.075		28,355	211,806	57,902	82
	〃 1.10		162,736	1,211,438	140,764	523
計			90,628,904	17,745,423	11,187,220	118,570

(13) 不均一課税に係る家屋の軽減税額調

(単位:千円)

区分 年度	市税条例第46条の3第2項 適用 (国際観光ホテル整備法)		市税条例第46条の3第3項 適用 (都市再開発法)		秋田市地方活力向上地域にお ける固定資産税の不均一課税 に関する条例第2条 適用 (地域再生法)		計	
	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額
3	0	0	0	0	2	550	2	550
4	0	0	0	0	1	79	1	79
5	0	0	0	0	1	735	1	735
6	1	3,610	0	0	1	570	2	4,180
7	1	3,610	0	0	1	336	2	3,946

(14) 新築住宅に対する軽減状況調

区分 年度	法附則第15条の6第1項 (3年間) 新築住宅		法附則第15条の6第2項 (5年間) 新築住宅(中高層耐火)		法附則第15条の7第1項 (5年間) 認定長期優良		法附則第15条の7第2項 (7年間) 認定長期優良(中高層耐火)		法附則第15条の8第2項 (5年間) サービス付き高齢者向け		法附則第15条の9第1項 (1年間) 耐震改修(住宅)	
	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)
3	165,247	97.6	19,618	111.3	72,598	97.3	251	96.5	3,579	67.3	-	-
4	167,454	101.3	18,942	96.6	74,579	102.7	326	129.9	2,649	74.0	13	-
5	162,671	97.1	17,650	93.2	76,480	102.5	251	77.0	827	31.2	20	153.8
6	156,956	96.5	19,501	110.5	76,130	99.5	299	119.1	2,752	332.8	-	-
7	150,727	96.0	33,594	172.3	78,466	103.1	299	100.0	2,376	86.3	10	-

区分 年度	法附則第15条の9 第4項・第5項(1年間) バリアフリー改修		法附則第15条の9 第9項・第10項(1年間) 省エネ改修		法附則第15条の10第1項 (2年間) 耐震改修(住宅以外)		H27法附則第17条第12項 (5年間) サービス付き高齢者向け		H28法附則第18条第11項 (1年間) バリアフリー(区分所有以外)		計	
	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)
3	13	61.9	17	340.0	-	-	-	-	-	-	261,323	97.0
4	72	553.8	-	-	-	-	-	-	-	-	264,022	101.0
5	27	37.5	-	-	-	-	-	-	-	-	257,926	97.7
6	16	59.3	8	-	-	-	-	-	-	-	255,662	99.1
7	50	312.5	71	887.5	-	-	-	-	-	-	265,593	103.9

7 軽自動車税に関する調

(1) 種別割年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

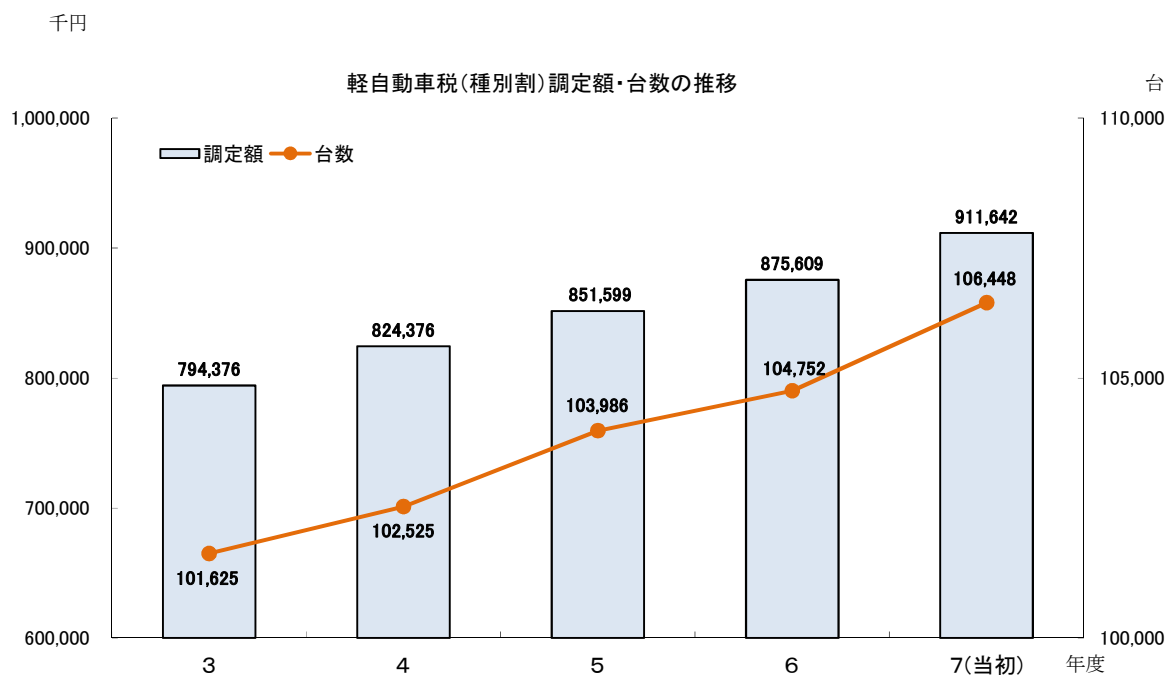
						年 度					
区 分						税 額 H28年度から	3	4	5	6	7(当初)
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下（屋根付三輪を含む）					2,000円	8,338	8,014	7,740	7,416	7,084
	(うち特定小型原動機付自転車)					2,000円				(34)	(66)
	125 cc 以下かつ 最高出力 4.0 kW 以下					2,000円					0
	90 cc 以下					2,000円	1,296	1,380	1,398	1,382	1,392
	125 cc 以下					2,400円	2,481	2,679	2,942	3,141	3,336
	三 輪 以 上					3,700円	311	340	374	374	355
	計						12,426	12,413	12,454	12,313	12,167
自 小 型 特 殊 車	農 耕 作 業 用					2,400円	3,953	3,996	3,967	3,965	3,926
	そ の 他 の も の					5,900円	7,658	7,965	8,549	8,750	9,068
	計						11,611	11,961	12,516	12,715	12,994
軽 <											

○グリーン化特例適用車(三輪、四輪以上)

(単位:千円)

区 分				税額	年 度	3	4	5	6	7(当初)
軽自動車	三 輪			税額を概ね75%軽減	1,000円	0	0	0	0	0
				税額を概ね50%軽減	2,000円	0	0	0	0	0
				税額を概ね25%軽減	3,000円	0	0	0	0	0
	四 輪	乗 用 車	営 業 用	税額を概ね75%軽減	1,800円	0	0	0	0	0
			税額を概ね50%軽減	3,500円	0	0	0	0	0	
			税額を概ね25%軽減	5,200円	0	0	5	0	5	
		自 家 用 車	税額を概ね75%軽減	2,700円	0	3	227	181	70	
			税額を概ね50%軽減	5,400円	1,852					
			税額を概ね25%軽減	8,100円	10,328					
		貨 物 車	営 業 用	税額を概ね75%軽減	1,000円	0	0	0	2	0
				税額を概ね50%軽減	1,900円	0				
				税額を概ね25%軽減	2,900円	41				
			自 家 用 車	税額を概ね75%軽減	1,300円	0	0	1	1	17
				税額を概ね50%軽減	2,500円	0				
				税額を概ね25%軽減	3,800円	391				
小 計 (イ)					12,612	3	233	184	92	

年 度	3	4	5	6	7(当初)
合 計 (ア) + (イ)	794,376	824,376	851,599	875,609	911,642



(2) 種別割車種別台数

(単位:台)

区 分			年 度	3	4	5	6	7(当初)	
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (屋根付三輪を含む)		4,169	4,007	3,870	3,708	3,542		
	(うち特定小型原動機付自転車)					(17)	(33)		
	125 cc 以下 かつ 最高出力 4.0 kW 以下						0		
	90 cc 以下		648	690	699	691	696		
	125 cc 以下		1,034	1,116	1,226	1,309	1,390		
	三 輪 以 上		84	92	101	101	96		
	計		5,935	5,905	5,896	5,809	5,724		
自 小 型 特 殊 動 車	農 耕 作 業 用		1,647	1,665	1,653	1,652	1,636		
	そ の 他 の も の		1,298	1,350	1,449	1,483	1,537		
	計		2,945	3,015	3,102	3,135	3,173		
軽 自 動 車	二 輪	軽 二 輪		2,538	2,789	2,890	2,924	2,950	
		被 け ん 引 車		122					
	三 輪		1	1	1	1	1		
	四 輪	乗 用	営 業 用		0	0	16	37	58
			自 家 用		69,888	70,496	71,415	72,187	73,879
		貨 物	営 業 用		597	647	713	706	726
			自 家 用		16,145	16,142	16,337	16,267	16,234
		計		86,630	87,285	88,481	89,197	90,897	
	雪 上 車		1	1	1	1	1		
	計		89,292	90,076	91,373	92,123	93,849		
二 輪 の 小 型 自 動 車			3,453	3,529	3,615	3,685	3,702		
合 計			101,625	102,525	103,986	104,752	106,448		

(3) 環境性能割払込金の状況調

(単位:千円)

年 度	3	4	5	6
件 数 (台)	2,392	3,859	3,630	3,554
払 込 額	44,584	84,977	84,093	83,160

8 市たばこ税に関する調

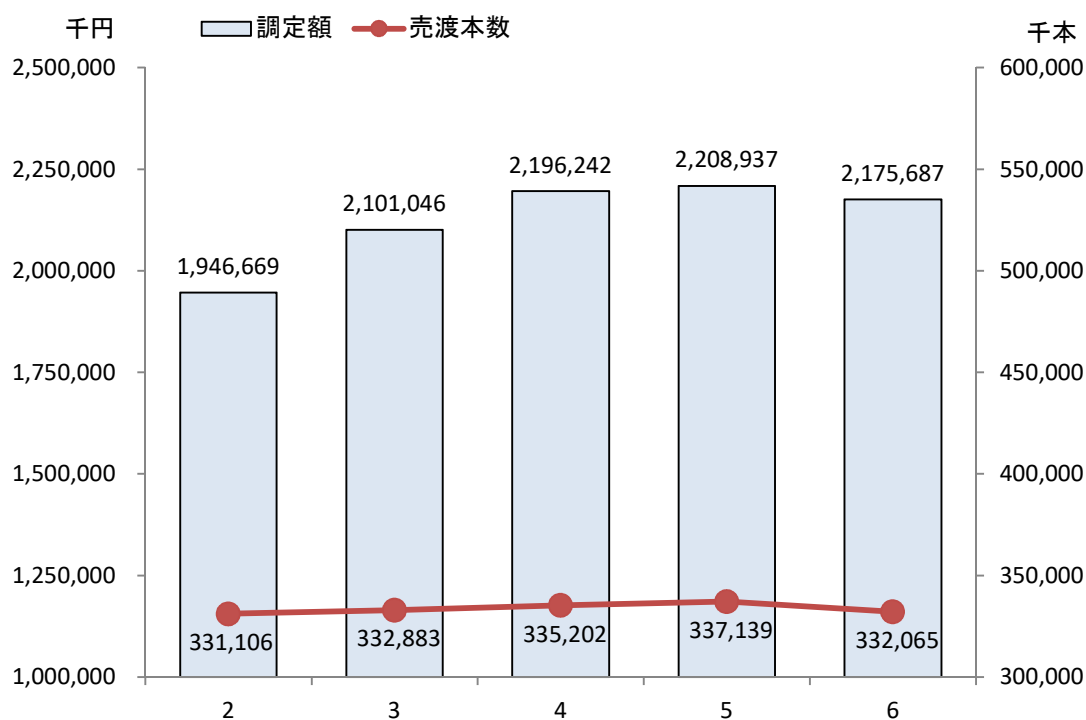
年度別調定額

年 度	2	3	4	5	6
税 額 (1本当たり)	5.692円 6.122円 ※1	6.122円 6.552円 ※2	6.552円	6.552円	6.552円
区 分 手持品課税	0.430	0.430	-	-	-
売 渡 本 数 (千本)	331,106	332,883	335,202	337,139	332,065
前 年 度 対 比 (%)	92.1	100.5	100.7	100.6	98.5
税 額 (千円)	1,938,894	2,093,165	2,196,242	2,208,937	2,175,687
前 年 度 対 比 (%)	95.2	108.0	104.9	100.6	98.5
手 持 品 課 税 対象所持数量 (千本)	18,083	18,328	-	-	-
手 持 品 課 税 税 額 (千円)	7,775	7,881	-	-	-
合 計 税 額 (千円)	1,946,669	2,101,046	2,196,242	2,208,937	2,175,687

※1 令和2年10月1日から税率変更

※2 令和3年10月1日から税率変更

市たばこ税調定額・売渡本数の推移



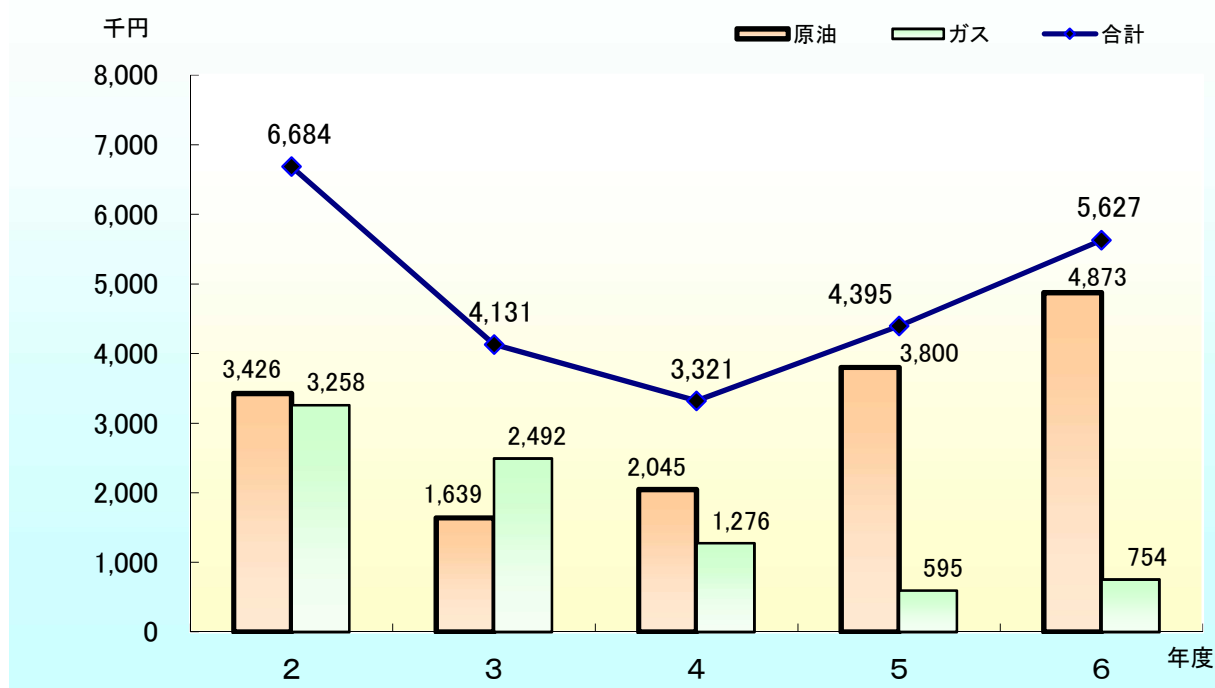
9 鉱産税に関する調

年度別調定額

(単位:千円)

区 分 \ 年 度		2	3	4	5	6
原 油	産 出 量 (k ℓ)	8,810	7,231	5,039	5,599	7,653
	課 税 標 準 額	342,609	163,919	204,567	380,006	487,326
	税 額	3,426	1,639	2,045	3,800	4,873
	前年度対比(%)	95.0	47.8	124.8	185.8	128.2
ガ ス	産 出 量 (km ³)	8,981	7,095	4,365	3,521	3,677
	課 税 標 準 額	326,929	250,392	128,846	60,330	76,483
	税 額	3,258	2,492	1,276	595	754
	前年度対比(%)	85.3	76.5	51.2	46.6	126.7
合 計	課 税 標 準 額	669,538	414,311	333,413	440,336	563,809
	税 額	6,684	4,131	3,321	4,395	5,627
	前年度対比(%)	90.0	61.8	80.4	132.3	128.0

鉱産税調定額の推移



10 特別土地保有税に関する調

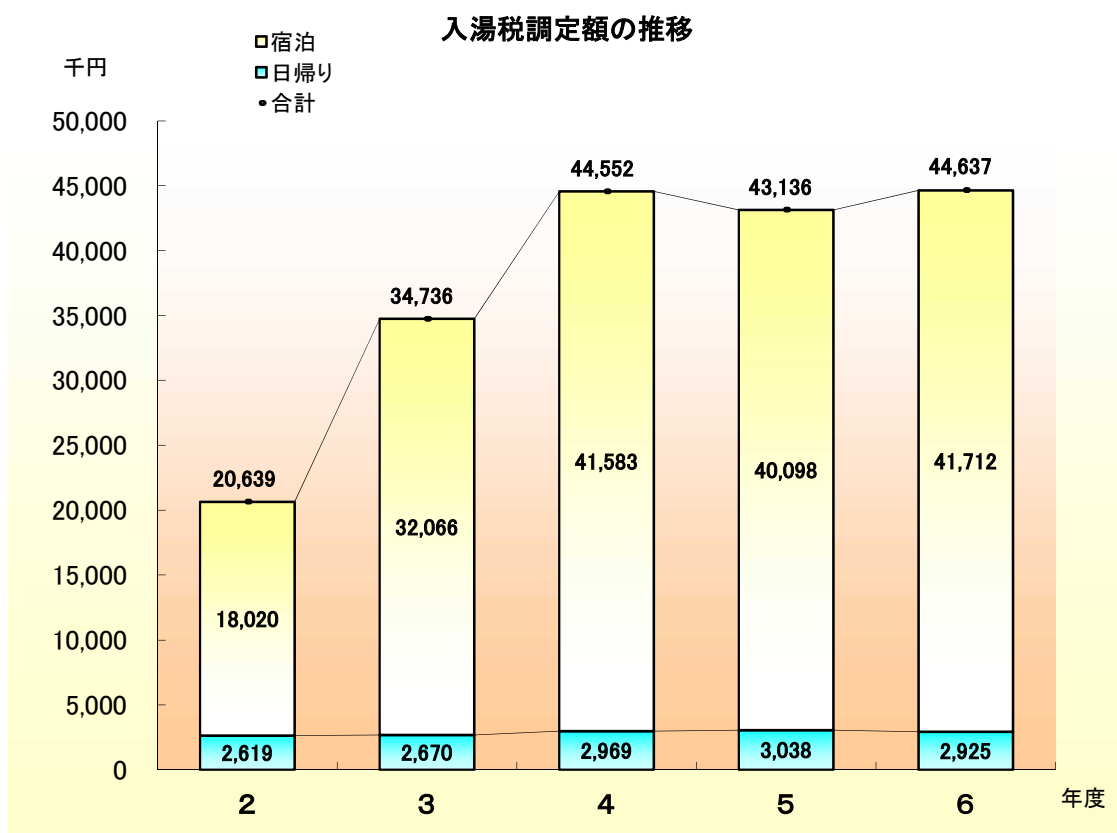
平成28年度以降、調定額なし

11 入湯税に関する調

年度別調定額

(単位:千円)

区 分 \ 年 度		2	3	4	5	6
日 帰 り	人 員 (人)	34,924	35,604	39,589	40,508	39,006
	税 額	2,619	2,670	2,969	3,038	2,925
宿 泊	人 員 (人)	120,130	213,771	277,219	267,316	278,077
	税 額	18,020	32,066	41,583	40,098	41,712
合 計	人 員 (人)	155,054	249,375	316,808	307,824	317,083
	税 額	20,639	34,736	44,552	43,136	44,637
特別徴収義務者数(人)		9	9	9	9	9
施設数(件)		11	11	11	11	11

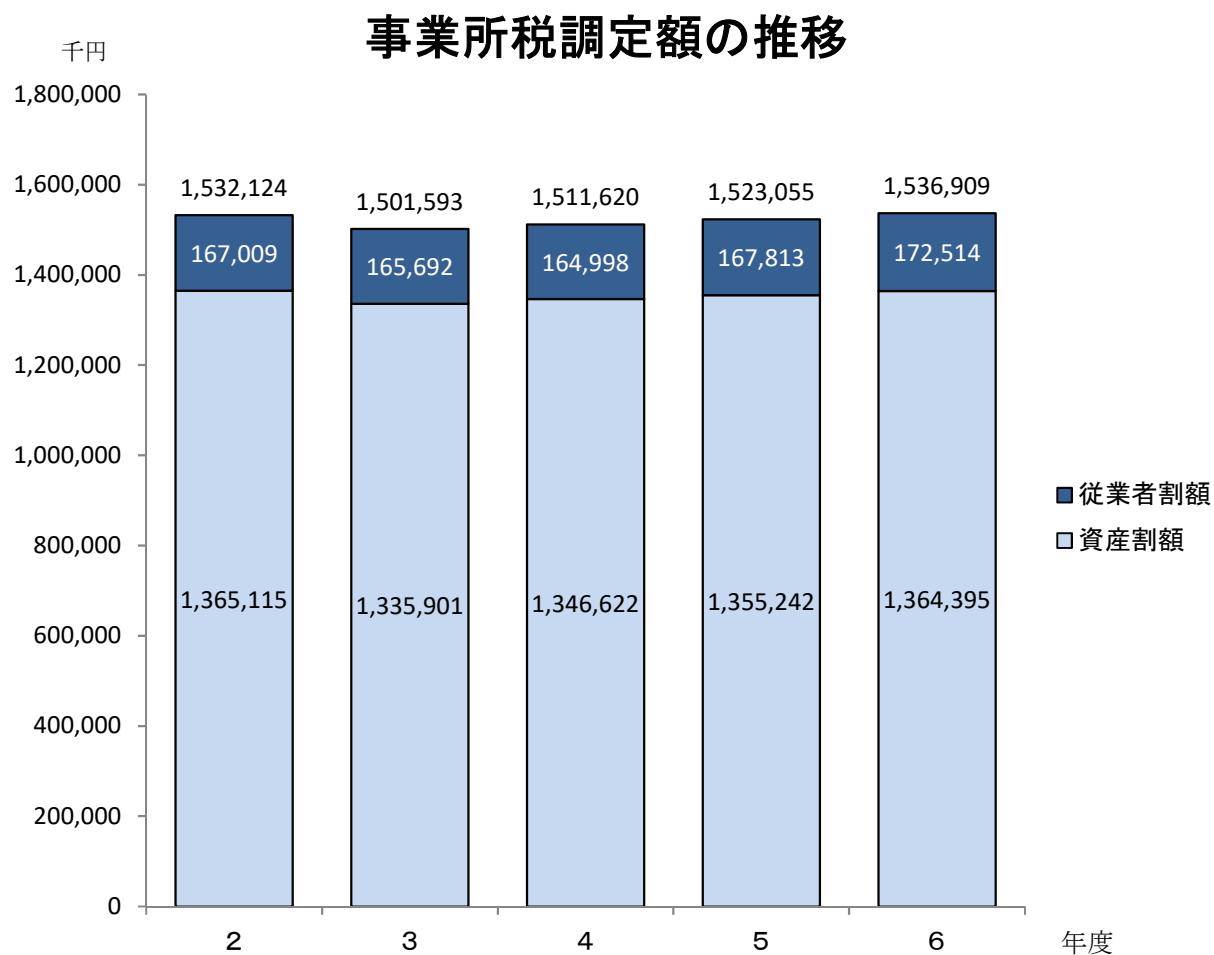


12 事業所税に関する調

年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
件 数 (件)	563	568	558	559	565
資 産 割 額	1,365,115	1,335,901	1,346,622	1,355,242	1,364,395
従 業 者 割 額	167,009	165,692	164,998	167,813	172,514
税 額	1,532,124	1,501,593	1,511,620	1,523,055	1,536,909



13 税外収入に関する調

(1) 譲与税および交付金の調

(単位:千円)

項 目	年 度 区 分		2		3		4		5		6	
			金 額	前年度 対比(%)	金 額	前年度 対比(%)	金 額	前年度 対比(%)	金 額	前年度 対比(%)	金 額	前年度 対比(%)
地方揮発油譲与税			224,471	98.1	231,658	103.2	221,374	95.6	222,396	100.5	218,851	98.4
自動車重量譲与税			653,080	99.1	662,347	101.4	662,602	100.0	670,464	101.2	669,746	99.9
地方道路譲与税			0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-
森林環境譲与税			98,106	212.5	97,810	99.7	132,142	135.1	132,142	100.0	168,858	127.8
特別とん譲与税			23,558	99.9	27,285	115.8	26,035	95.4	22,722	87.3	23,075	101.6
航空機燃料譲与税			11,403	21.6	37,922	332.6	43,388	114.4	48,823	112.5	50,331	103.1
利子割交付金			32,839	98.4	24,957	76.0	12,732	51.0	10,569	83.0	13,778	130.4
配当割交付金			78,735	90.4	122,606	155.7	102,004	83.2	116,471	114.2	168,292	144.5
株式等譲渡所得割交付金			106,222	201.6	169,273	159.4	85,451	50.5	156,464	183.1	260,697	166.6
法人事業税交付金			435,873	皆増	732,726	168.1	693,218	94.6	591,211	85.3	633,442	107.1
地方消費税交付金			7,244,010	121.0	7,881,152	108.8	8,230,562	104.4	8,172,776	99.3	8,319,000	101.8
ゴルフ場利用税交付金			49,250	86.1	53,349	108.3	55,821	104.6	52,622	94.3	52,218	99.2
自動車取得税交付金			-	皆減	-	-	-	-	-	-	-	-
環境性能割交付金			47,995	294.0	46,425	96.7	55,699	120.0	62,076	111.4	70,985	114.4
国有提供施設等 所在市助成交付金			3,380	90.4	3,042	90.0	3,009	98.9	2,911	96.7	2,877	98.8

(2) 地方揮発油譲与税の調

(単位:千円)

年 度		2	3	4	5	6
譲 与 額		224,471	231,658	221,374	222,396	218,851
内 訳	6月	77,490	72,016	61,963	61,770	60,208
	11月	68,234	72,891	90,906	91,914	81,663
	3月	78,747	86,751	68,505	68,712	76,980

(3) 自動車重量譲与税の調

(単位:千円)

年 度		2	3	4	5	6
譲 与 額		653,080	662,347	662,602	670,464	669,746
内 訳	6月	171,411	190,601	170,982	184,988	177,431
	11月	267,831	270,710	274,990	276,891	275,516
	3月	213,838	201,036	216,630	208,585	216,799

(4) 地方道路譲与税の調

(単位:千円)

年 度		2	3	4	5	6
譲 与 額		0	0	0	-	-
内 訳	6月	0	0	0	-	-
	11月	0	0	0	-	-
	3月	0	0	0	-	-

(5) 森林環境譲与税の調

(単位:千円)

年 度		2	3	4	5	6
譲 与 額		98,106	97,810	132,142	132,142	168,858
内 訳	9月	49,053	49,039	66,071	66,071	86,052
	3月	49,053	48,771	66,071	66,071	82,806

(6) 特別とん譲与税の調

(単位:千円)

年 度		2	3	4	5	6
譲 与 額		23,558	27,285	26,035	22,722	23,075
内 訳	9月	12,258	14,053	13,236	10,230	9,224
	3月	11,300	13,232	12,799	12,492	13,851

(7) 航空機燃料譲与税の調

(単位:千円)

年 度		2	3	4	5	6
譲 与 額		11,403	37,922	43,388	48,823	50,331
内 訳	9月	9,833	15,207	18,768	23,856	21,762
	3月	1,570	22,715	24,620	24,967	28,569

(8) 利子割交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	32,839	24,957	12,732	10,569	13,778
内 8月	15,556	14,177	8,656	6,307	6,013
12月	9,733	6,068	2,309	2,337	5,191
誤 3月	7,550	4,712	1,767	1,925	2,574

(9) 配当割交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	78,735	122,606	102,004	116,471	168,292
内 8月	17,384	18,090	21,729	22,160	23,486
12月	2,400	3,585	3,355	3,418	3,930
誤 3月	58,951	100,931	76,920	90,893	140,876

(10) 株式等譲渡所得割交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額 (3月)	106,222	169,273	85,451	156,464	260,697

(11) 法人事業税交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	435,873	732,726	693,218	591,211	633,442
内 8月	282,781	398,945	360,882	301,378	341,494
12月	53,148	113,308	104,659	88,179	86,821
誤 3月	99,944	220,473	227,677	201,654	205,127

(12) 地方消費税交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	7,244,010	7,881,152	8,230,562	8,172,776	8,319,000
内 6月	1,655,322	1,559,929	1,969,499	2,163,778	2,045,222
9月	2,444,815	2,618,023	2,396,476	2,409,445	2,530,913
12月	1,305,398	1,661,191	1,654,315	1,377,482	1,382,647
誤 3月	1,838,475	2,042,009	2,210,272	2,222,071	2,360,218

(13) ゴルフ場利用税交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	49,250	53,349	55,821	52,622	52,218
内 8月	14,002	16,994	17,439	17,609	18,216
12月	23,958	25,537	27,345	25,234	24,980
誤 3月	11,290	10,818	11,037	9,779	9,022

(14) 自動車取得税交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	-	-	-	-	-
内 8月	-	-	-	-	-
12月	-	-	-	-	-
誤 3月	-	-	-	-	-

(15) 環境性能割交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	47,995	46,425	55,699	62,076	70,985
内 8月	17,325	18,255	18,604	20,144	24,274
12月	16,380	13,864	18,513	20,823	25,606
誤 3月	14,290	14,306	18,582	21,109	21,105

(16) 国有提供施設等所在市助成交付金の調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額 (12月)	3,380	3,042	3,009	2,911	2,877
資 産 価 格	424,341	377,837	336,121	319,348	315,985

(17) 手数料その他収入の調

(単位:件、円)

年度 項目	2		3		4		5		6	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
手数料 所得証明書等 交付手数料	42,857	13,927,100	43,990	13,858,900	44,553	13,897,800	43,496	12,951,900	42,707	12,639,400
納税証明書 交付手数料	7,026	2,107,800	6,400	1,920,000	7,299	2,189,700	6,570	1,971,000	6,848	2,054,400
合 計	49,883	16,034,900	50,390	15,778,900	51,852	16,087,500	50,066	14,922,900	49,555	14,693,800
標 識 弁 償 金	12	1,800	9	1,350	1	150	1	150	2	300
県民税取扱委託金	-	476,763,721	-	477,033,531	-	478,327,575	-	473,907,189	-	481,180,311
延 滞 金	-	64,151,486	-	51,705,509	-	46,576,566	-	103,776,048	-	65,573,014

(18) 令和6年度証明手数料の調(再掲)

(単位:件、円)

区 分		本 庁		北部市民サービスセンター		西部市民サービスセンター		駅東サービスセンター	
		件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料
納 税 証 明 書 交 付 手 数 料	個 人 市 民 税	1,661	498,300	211	63,300	97	29,100	135	40,500
	法 人 市 民 税	2,663	798,900	146	43,800	116	34,800	40	12,000
	固 定 資 産 税	1,074	322,200	108	32,400	63	18,900	35	10,500
	軽 自 動 車 税	47	14,100	0	0	5	1,500	5	1,500
	国 民 健 康 保 険 税	44	13,200	0	0	0	0	6	1,800
所 得 証 明 書 等 交 付 手 数 料	所得・課税(市民税)	9,411	2,823,300	2,612	783,600	1,474	442,200	2,453	735,900
	所得・課税(コンビニ)	14,647	2,929,400	0	0	0	0	0	0
	所得・課税(オンライン)	408	122,400	0	0	0	0	0	0
	課 税 (固 定 資 産 税)	208	62,400	12	3,600	10	3,000	9	2,700
	資産(評価・公課)	5,744	1,820,100	458	141,100	164	52,000	161	52,200
	評価・公課(オンライン)	4	1,200	0	0	0	0	0	0
	住 宅 用 家 屋	1,280	1,536,000	22	26,400	0	0	0	0
	資 産 な し	577	173,100	39	11,700	29	8,700	24	7,200
	資産なし(オンライン)	62	18,600	0	0	0	0	0	0
	法 人 等 所 在 地	263	78,900	114	34,200	9	2,700	14	4,200
計		38,093	11,212,100	3,722	1,140,100	1,967	592,900	2,882	868,500

区 分		南部市民サービスセンター		河辺市民サービスセンター		雄和市民サービスセンター		計	
		件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料
納 税 証 明 書 交 付 手 数 料	個 人 市 民 税	97	29,100	63	18,900	11	3,300	2,275	682,500
	法 人 市 民 税	82	24,600	33	9,900	25	7,500	3,105	931,500
	固 定 資 産 税	41	12,300	22	6,600	8	2,400	1,351	405,300
	軽 自 動 車 税	4	1,200	0	0	0	0	61	18,300
	国 民 健 康 保 険 税	3	900	3	900	0	0	56	16,800
所 得 証 明 書 等 交 付 手 数 料	所得・課税(市民税)	1,586	475,800	408	122,400	219	65,700	18,163	5,448,900
	所得・課税(コンビニ)	0	0	0	0	0	0	14,647	2,929,400
	所得・課税(オンライン)	0	0	0	0	0	0	408	122,400
	課 税 (固 定 資 産 税)	3	900	2	600	0	0	244	73,200
	資産(評価・公課)	129	43,100	74	30,200	24	7,700	6,754	2,146,400
	評価・公課(オンライン)	0	0	0	0	0	0	4	1,200
	住 宅 用 家 屋	0	0	0	0	0	0	1,302	1,562,400
	資 産 な し	20	6,000	12	3,600	2	600	703	210,900
	資産なし(オンライン)	0	0	0	0	0	0	62	18,600
	法 人 等 所 在 地	19	5,700	1	300	0	0	420	126,000
計		1,984	599,600	618	193,400	289	87,200	49,555	14,693,800

※ 本庁には総合窓口(市民課)、河辺市民サービスセンターには岩見三内連絡所、雄和市民サービスセンターには大正寺連絡所分を各々含む。

※ コンビニ交付およびオンライン申請の件数は、本庁に含む。

事 項	金 額
納 税 証 明	1件につき300円
所 得 ・ 課 税 証 明	1件につき300円。コンビニ交付の場合は200円
土 地 又 は 建 物 に 関 す る 証 明	5筆(棟)以内300円。5筆(棟)を超え、証明書1枚増すごとに100円加算
住 宅 用 家 屋 証 明	1件につき1,200円
そ の 他 の 証 明	1件につき300円

※ 件数については、1年度、1税目又は地方税法施行令第6条の21第1項各号に掲げる事項ごとに1件とする。

14 減免に関する調

(1) 個人市民税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	2	3	4	5	6
件 数	72	77	60	75	39
税 額	1,487	1,385	1,166	2,125	1,098

(2) 法人市民税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	2	3	4	5	6
件 数	313	307	313	314	311
税 額	18,540	18,315	18,420	18,555	18,505

(3) 固定資産税の減免の状況 *R5は豪雨災害分含む、R6より私道減免含む

(単位:件、千円)

年 度	2	3	4	5	6
件 数	1,429	1,409	1,367	5,276	2,340
税 額	51,180	48,887	50,291	126,425	47,390

(4) 軽自動車税(種別割)の減免の状況

(単位:台、千円)

区分 \ 年度	2		3		4		5		6	
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額
原動機付自転車	3	6	3	6	2	4	2	4	2	4
小型特殊自動車	0	0	0	0	1	6	1	6	1	6
軽 自 動 車	1,321	11,784	1,323	12,110	1,328	12,569	1,348	13,021	1,378	13,622
二輪の小型自動車	0	0	1	6	1	6	0	0	0	0
合 計	1,324	11,790	1,327	12,122	1,332	12,585	1,351	13,031	1,381	13,632

(5) 事業所税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	2		3		4		5		6	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
資 産 割	24	27,436	25	29,536	26	26,930	25	25,488	25	25,726
従 業 者 割	7	3,764	7	3,535	6	3,266	7	3,299	5	2,919
合 計	31	31,200	32	33,071	32	30,196	32	28,787	30	28,645

15 徴税に関する調

(1) 督促状発送件数

(単位:件)

年度 区 分		2	3	4	5	6
市 民 税	普 通 徴 収	17,276	16,672	15,947	17,268	15,792
	特 別 徴 収	3,716	4,110	4,379	4,564	3,569
	法 人	434	385	417	422	466
	計	21,426	21,167	20,743	22,254	19,827
固 定 資 産 税		42,126	41,050	40,880	40,578	39,076
軽 自 動 車 税		10,183	10,571	9,967	9,960	8,965
そ の 他		7	8	13	15	22
合 計		73,742	72,796	71,603	72,807	67,890

(2) 財産差押の状況(令和6年度)

(単位:件、千円)

区分 種別		繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
動 産		1	12	0	0	1	12	0	0
不 動 産		390	547,900	26	21,874	30	42,077	386	527,697
自 動 車		0	0	0	0	0	0	0	0
電 話 加 入 権		0	0	0	0	0	0	0	0
債 権		92	40,225	1,255	155,461	1,209	150,939	138	44,747
合 計		483	588,137	1,281	177,335	1,240	193,028	524	572,444

(3) 公売の状況

(単位:回、件、円)

年度 区分 種別		2			3			4			5			6		
		回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額
動 産		2	3	11,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 動 産		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債権その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		2	3	11,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 交付要求に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
交付要求件数	78	75	106	104	120
交付要求金額	143,041	49,081	46,652	112,577	64,408
配 当 件 数	29	16	14	23	35
配 当 金 額	6,590	2,809	1,328	3,628	6,669

(5) 執行停止に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
件 数	4,150	2,825	3,811	2,387	2,504
金 額	74,032	166,006	71,047	50,220	61,018

(6) 不納欠損額に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
件 数	6,540	6,649	5,554	6,710	5,415
金 額	122,915	115,311	210,017	134,492	83,602



16 市税口座振替に関する調

(単位:人、円)

税 目	年 度	納税者数(人)	振替者数(人)	口座振替調定額(円)	振替率(%)
市・県民税 (普通徴収)	2	32,640	5,400	1,303,118,068	16.54
	3	31,184	5,758	1,244,354,863	18.46
	4	33,916	7,197	1,381,058,200	21.22
	5	35,994	7,636	1,440,058,761	21.21
	6	35,753	7,687	1,363,021,298	21.50
固定資産税	2	124,560	59,232	7,279,358,113	47.55
	3	124,511	58,330	7,260,640,767	46.85
	4	124,849	58,307	7,605,127,700	46.70
	5	124,776	57,549	7,688,933,600	46.12
	6	124,536	56,505	7,790,895,377	45.37
軽自動車税	2	102,311	10,478	77,671,000	10.24
	3	102,985	11,453	79,510,500	11.12
	4	103,889	10,891	82,073,100	10.48
	5	105,363	10,718	83,019,500	10.17
	6	106,167	10,650	83,956,300	10.03
市 税 合 計	2	259,511	75,110	8,660,147,181	28.94
	3	258,680	75,541	8,584,506,130	29.20
	4	262,654	76,395	9,068,259,000	29.09
	5	266,133	75,903	9,212,011,861	28.52
	6	266,456	74,842	9,237,872,975	28.09
国民健康保険税	2	39,011	11,550	1,833,449,200	29.61
	3	38,226	11,179	1,784,634,800	29.24
	4	37,218	10,645	1,699,113,700	28.60
	5	36,197	10,184	1,620,805,200	28.13
	6	34,856	9,640	1,581,212,500	27.66
合計	2	298,522	86,660	10,493,596,381	29.03
	3	296,906	86,720	10,369,140,930	29.21
	4	299,872	87,040	10,767,372,700	29.03
	5	302,330	86,087	10,832,817,061	28.47
	6	301,312	84,482	10,819,085,475	28.04

MEMO

[illegible]

17 譲与税および交付金の概要

(令和7年4月1日現在)

種 目	被譲与団体	譲 与 の 基 準	譲与時期・使途																																			
自動車重量 譲 与 税 (昭和46年12月創設)	市 町 村	(1) 自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し譲与する。 (2) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長および面積は、道路の種別その他の事情を参酌して所用の補正を加える。 ※自動車重量税は検査自動車および届出軽自動車に対して課税される。エコカー減税により、環境性能の高い自動車等について、新規・継続検査を受ける場合、税を減免する制度が設けられている。	第1期 6月(2月～ 4月) 第2期 11月(5月～ 9月) 第3期 3月(10月～ 1月) 使途制限なし																																			
地方揮発油譲与税 (平成21年4月創設) ※旧 地方道路譲与税	都道府県および市町村	(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県および指定市に対しその2分の1を一般国道、高速自動車国道および都道府県道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し、譲与する。 (3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対しその2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し、譲与する。 (4) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長および面積には、所要の補正を加える。 ※地方揮発油税の税率は5,200円/キロリットルで、これと揮発油税48,600円と合わせた53,800円/キロリットルがガソリン税となる。	第1期 6月(3月～ 5月) 第2期 11月(6月～10月) 第3期 3月(11月～ 2月) 使途制限なし ※使途を地方道路の整備に制限していた地方道路譲与税から使途制限を設けない地方揮発油譲与税に改正																																			
森 林 環 境 譲 与 税 (平成31年4月創設)	都道府県および市町村	(1) 森林環境税の収入額の全額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税総額の9割に相当する額は、市町村に対し、その10分の5.5の額を私有林人工林面積により、10分の2の額を林業就業者数により、10分の2.5の額を人口によりあん分し譲与する。譲与税総額の1割に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準によりあん分し譲与する。 ※森林環境税は国内に住所を有する個人に対して年額1,000円の税率で課される(個人住民税と併せて賦課徴収)。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 森林整備に関する費用に充てる。																																			
特別とん譲与税 (昭和32年4月創設)	開 港 所 在 市 町 村	(1) 外国貿易船が開港に入港する場合、とん税と併せて納付する。 (2) 税率は純トン数1トンまでごとに20円(1年分を一括して納付する場合は1トンまでごとに60円)とする。 (3) 特別とん税の収入額に相当する額を開港所在市町村に譲与する。 (4) 一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参酌してあん分率を決定する。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 使途制限なし																																			
航空機燃料譲与税 (昭和47年4月創設)	空 港 関 係 都 道 府 県 お よ び 市 町 村	(1) 航空機燃料税の収入額の13分の2(H23年度～R2年度は9分の2、R3年度は9分の4、R4～R6年度は13分の4、R7・R8年度は15分の4)に相当する額を譲与する。 (2) 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額は、空港関係市町村に対し、着陸料の収入額および一定の騒音基準に該当する地区内の世帯数によって下表のとおりあん分し譲与する。 残りの5分の1に相当する額は市町村と同様の基準で空港関係都道府県に譲与される。 <table><tr><td></td><td>令和5年度 まで</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度 以降</td></tr><tr><td>着陸料割</td><td>50/100</td><td>40/100</td><td>30/100</td><td>20/100</td><td>10/100</td><td>0/100</td></tr><tr><td>延べ重量割</td><td>—</td><td>5/100</td><td>10/100</td><td>15/100</td><td>20/100</td><td>25/100</td></tr><tr><td>旅客数割</td><td>—</td><td>5/100</td><td>10/100</td><td>15/100</td><td>20/100</td><td>25/100</td></tr><tr><td>騒音世帯数割</td><td colspan="6">50/100</td></tr></table> ※航空機燃料税は国内線旅客機に積み込まれた航空機燃料1キロリットルにつき26,000円(H23年度～R2年度は18,000円、R3年度は9,000円、R4～R6年度は13,000円、R7・R8年度は15,000円)の税率で課される。		令和5年度 まで	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 以降	着陸料割	50/100	40/100	30/100	20/100	10/100	0/100	延べ重量割	—	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100	旅客数割	—	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100	騒音世帯数割	50/100						第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 空港対策に関する費用に充てる。
	令和5年度 まで	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 以降																																
着陸料割	50/100	40/100	30/100	20/100	10/100	0/100																																
延べ重量割	—	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100																																
旅客数割	—	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100																																
騒音世帯数割	50/100																																					

種 目	被交付団体	交 付 の 基 準	交付時期・使途
利 子 割 交 付 金 (昭和63年4月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に、所要の調整を加えた後、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。	第1期 8月 3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 2月) 使途制限なし
配 当 割 交 付 金 (平成16年1月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された配当割額に相当する額に、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。 ※県民税配当割は特定配当等の支払いを受けるときに係る税で、税率は5%。	第1期 8月 3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 2月) 使途制限なし
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 (平成16年1月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された株式譲渡所得割額に相当する額に、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。 ※株式譲渡所得割とは上場株式等の譲渡による所得に係る税で、税率は5%。	3月(3月～ 2月) 使途制限なし
法 人 事 業 税 交 付 金 (令和元年10月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された法人事業税額に相当する額に、政令で定める率(7.7%)を乗じて得た額を、当該市町村の従業者数であん分して交付する。 ※令和2年度から交付され、令和4年度までのあん分基準は、経過措置による。	第1期 8月(3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 2月) 使途制限なし
地 方 消 費 税 交 付 金 (平成9年4月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された地方消費税の22分の10の額の、2分の1に相当する額を、うち2分の1を市町村の国勢調査の人口で、他の2分の1を市町村の経済センサス基礎調査の従業者数であん分して交付する。 また、当該道府県に納付された地方消費税の22分の12の額の、2分の1に相当する額を、国勢調査の人口であん分し、社会保障財源分として交付する。	第1期 6月(2月～ 4月) 第2期 9月(5月～ 7月) 第3期 12月(8月～10月) 第4期 3月(11月～ 1月) 使途制限なしと 社会保障財源分とに分けて交付される
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 (平成元年4月創設)	ゴルフ場所在 市 町 村	道府県は、当該道府県に納付されたゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場所在の市町村に交付する。 ※ゴルフ場利用税とはゴルフ場を利用したときにかかるもので、利用者1人1日につき400円から1,200円の課税。(非課税・減額等の措置あり)	第1期 8月(3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 2月) 使途制限なし
自 動 車 取 得 税 交 付 金 (昭和43年7月創設～令和元年9月廃止)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された自動車取得税額に、政令で定める率(95%)を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、うち2分の1を市町村の道路延長で、他の2分の1を道路面積であん分して交付する。 ※自動車取得税とは、自動車(特殊・二輪を除く)の取得(50万以上)に対して課税される。エコカー減税により、環境性能の高い新車を取得する場合、税を減免する制度が設けられている。	第1期 8月(3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 3月) ※第3期の3月分は見込額 ※第1期の3月分は見込額との差額 使途制限なし
環 境 性 能 割 交 付 金 (令和元年10月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された自動車税環境性能割額のうち徴税费(5%)を除いた43%(R3年度以前は47%)に相当する額を、うち2分の1を市町村の道路延長で、他の2分の1を道路面積であん分して交付する。 ※自動車税環境性能割とは、自動車(特殊・二輪・軽自動車を除く)の取得(50万以上)に対して課税される。	第1期 8月 3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 3月) ※第3期の3月分は見込額 ※第1期の3月分は見込額との差額 使途制限なし
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 (昭和32年5月創設)	市 町 村	(1) 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫、通信施設の用に供する土地、建物、工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在の所在状況に応じて交付する。 (2) 交付額(次のイとロの合算額) イ 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村の交付対象資産の価格の合算額にあん分した額 ロ 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象資産の種類および用途、当該市町村の財政状況等から総務大臣が必要と認め配分する額	10月 使途制限なし

18 市税の税率等の推移

年度			昭和 25 年 度	昭和 26 年 度
区 分				
市 民 税	個 人	均 等 割	750円	600円
		所 得 割	18.0%	
	法 人	均 等 割	1,800円	
		法 人 税 割		15% (標準税率12.5%)
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 10,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満
軽 自 動 車 税 〔昭和 25 年 ～ 昭和 28 年 自 転 車 税〕 〔昭和 29 年 ～ 昭和 32 年 自 転 車 荷 車 税〕		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円		
市 た ば こ 消 費 税 (昭 和 29 年 ～ 昭 和 63 年)				
電 気 ガ ス 税 (～ 昭 和 48 年)		料金の10.0%		
鉱 産 税		鉱物価格の1.0%		
木 材 引 取 年 税 (～ 平 成 元 年)		素材の山元価格の5.0%		
広 告 税 (～ 昭 和 27 年)		10.0%		
接 客 人 税 (～ 昭 和 27 年)		1人月額100円		

昭 和 27 年 度		昭 和 28 年 度		昭 和 29 年 度	
500円		600円			
3万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	4.5%
3万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	4.9%
5万円	7.0%	4万円	7.0%	4万円	5.3%
8万円	8.0%	6万円	7.5%	6万円	5.7%
10万円	8.5%	8万円	8.0%	8万円	6.0%
12万円	9.0%	10万円	8.5%	10万円	6.4%
15万円	9.5%	12万円	9.0%	12万円	6.8%
20万円	10.0%	15万円	9.5%	15万円	7.2%
		20万円	10.0%	20万円	7.5%
		3,000円			
				9.0%(標準税率7.5%)	
		○課税標準の1.9%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満		○課税標準の1.8%(標準税率1.5%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満	
自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 400円 ○原動機付自転車 500円				自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○原動機付自転車および三輪車 500円	
荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円				荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円	
				たばこ売渡価格の10/115	
		鉱物価格の1.2%			
昭和27年7月廃止					
昭和27年7月廃止					

年 度			昭 和 30 年 度	昭 和 31 年 度
区 分				
市 民 税	個 人	均 等 割	550円	
		所 得 割		
	法 人	均 等 割	3,000円	
		法 人 税 割	9.0% (標準税率8.1%)	9.7% (標準税率8.1%)
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 50,000円未満	○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 100,000円未満
	軽 自 動 車 税 〔昭和29年～昭和32年 自 転 車 荷 車 税〕		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 ○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円	
市 た ば こ 消 費 税		たばこ売渡価格の9.0%		
電 気 ガ ス 税				
鉱 産 税		鉱物価格の1.0%		
木 材 引 取 税				
入 湯 税 (昭 和 33 年 ～)				

昭 和 32 年 度	昭 和 33 年 度	昭 和 34 年 度
	400円	
	2万円以下の金額 4.0% 2万円を超える金額 4.6% 4万円 " 5.2% 6万円 " 5.7% 8万円 " 6.0% 10万円 " 6.4% 12万円 " 6.8% 15万円 " 7.2% 20万円 " 8.2% 30万円 " 8.7%	
		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 20,000円未満 家 屋 30,000円未満 償却資産 150,000円未満
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 ○軽自動車 二 輪 1,500円 三輪以上 3,000円 農耕作業用 1,000円 ○二輪の小型自動車 2,500円 側車付 4,300円 ○被けん引車 1,000円	
	たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率 11.0%	
素材の山元価格の4.0%	素材の山元価格の2.0%	
	1人1日20円	

区 分 \ 年 度			昭 和 36 年 度		昭 和 37 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割	400円			
		所 得 割	2万円以下の金額	3.6%		
			2万円を超える金額	4.2%		
			4万円	〃		4.9%
			6万円	〃		5.4%
			8万円	〃		5.8%
			10万円	〃		6.4%
			12万円	〃		6.8%
			15万円	〃		7.2%
			20万円	〃		8.2%
30万円	〃		8.7%			
法 人	均 等 割	3,000円				
	法 人 税 割	9.7% (標準税率8.1%)				
固 定 資 産 税						
軽 自 動 車 税						
市 た ば こ 消 費 税					税率 12.0%	
電 気 ガ ス 税			○料金の10.0% ○免税点 300円以下		○料金の9.0% ○免税点 300円以下	
鉱 産 税			鉱物価格の1.0%		鉱物価格の1.0% (ただし、鉱物価格が200万円以下は0.7%)	
木 材 引 取 税						
入 湯 税						

昭 和 38 年 度		昭 和 39 年 度		昭 和 40 年 度	
2万円以下の金額	3.1%	2万円以下の金額	3.0%	15万円以下の金額	3.0%
2万円を超える金額	3.7%	2万円を超える金額	3.5%	15万円を超える金額	4.5%
4万円 "	4.5%	4万円 "	4.0%	40万円 "	6.0%
6万円 "	5.0%	6万円 "	5.0%	70万円 "	7.5%
8万円 "	5.5%	8万円 "	5.5%	100万円 "	9.0%
10万円 "	6.1%	10万円 "	6.0%	150万円 "	10.5%
12万円 "	6.6%	12万円 "	6.5%	250万円 "	12.0%
15万円 "	7.0%	15万円 "	7.0%	400万円 "	13.5%
20万円 "	8.1%	20万円 "	7.5%	600万円 "	15.0%
30万円 "	8.6%	30万円 "	8.0%	1,000万円 "	16.5%
		50万円 "	9.0%	2,000万円 "	18.0%
		70万円 "	10.0%	3,000万円 "	19.5%
		100万円 "	11.0%	5,000万円 "	21.0%
		150万円 "	12.0%		
		250万円 "	13.0%		
		400万円 "	14.0%		
		600万円 "	15.0%		
		1,000万円 "	16.0%		
		1,500万円 "	17.0%		
		2,500万円 "	18.0%		
				10.1% (標準税率8.4%)	
				○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 125cc以下のもの 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪以上のもの { 乗用 4,500円 貨物用 2,500円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他のもの 3,000円 ○二輪の小型自動車 2,500円	
税率 13.4%		税率 15.0%			
○料金の8.0%		○料金の7.0%		○料金の7.0%	
○免税点 300円以下		○免税点 300円以下		○免税点 電気400円以下 ガス500円以下	

年 度			昭 和 41 年 度	昭 和 42 年 度	昭 和 43 年 度
区 分					
市 民 税	個 人	均 等 割			
		所 得 割			
	法 人	均 等 割		資本金が1,000万円以上 7,000円 その他 4,000円	
		法 人 税 割	10.7% (標準税率8.9%)		
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 80,000円未満 家 屋 50,000円未満 償却資産 300,000円未満		
軽 自 動 車 税					
市たばこ消費 税				税 率 18.1%	
電 気 ガ ス 税					○料金の7.0% ○免税点 電気 400円以下 ガス 800円以下
鉦 産 税					
木 材 引 取 税					
入 湯 税			入湯客1人1日について 日帰り10円 宿泊20円		

昭 和 44 年 度			昭 和 45 年 度			昭 和 46 年 度			昭 和 47 年 度		
15万円以下の金額 2.8%			15万円以下の金額 2.4%			15万円以下の金額 2.0%					
15万円を超える金額 4.2%			15万円を超える金額 3.6%			15万円を超える金額 3.0%					
40万円 ” 5.6%			40万円 ” 4.8%			40万円 ” 4.0%					
70万円 ” 7.0%			70万円 ” 6.0%			70万円 ” 5.0%					
100万円 ” 8.4%			100万円 ” 7.2%			100万円 ” 6.0%					
150万円 ” 9.8%			150万円 ” 8.4%			150万円 ” 7.0%					
250万円 ” 11.2%			250万円 ” 9.6%			250万円 ” 8.0%					
400万円 ” 12.6%			400万円 ” 10.8%			400万円 ” 9.0%					
600万円 ” 14.0%			600万円 ” 12.0%			600万円 ” 10.0%					
1,000万円 ” 16.5%			1,000万円 ” 13.2%			1,000万円 ” 11.0%					
2,000万円 ” 16.8%			2,000万円 ” 14.4%			2,000万円 ” 12.0%					
3,000万円 ” 18.2%			3,000万円 ” 15.6%			3,000万円 ” 13.0%					
5,000万円 ” 19.6%			5,000万円 ” 16.8%			5,000万円 ” 14.0%					
			10.7% (標準税率9.1%)								
○料金の7.0% ○免税点 電気 500円以下 ガス 1,000円以下			○料金の7.0% ○免税点 電気 600円以下 ガス 1,200円以下			○料金の7.0% ○免税点 電気 700円以下 ガス 1,400円以下			○料金の7.0% ○免税点 電気800円以下 ガス 1,600円以下		
						入湯客1人1日について 日帰り20円 宿泊40円					

年度			昭 和 48 年 度	昭 和 49 年 度
区 分	市 民 税	均 等 割		
		個 人 所 得 割	30万円以下の金額 2.0% 30万円を超える金額 3.0% 50万円 " 4.0% 80万円 " 5.0% 110万円 " 6.0% 150万円 " 7.0% 250万円 " 8.0% 400万円 " 9.0% 600万円 " 10.0% 1,000万円 " 11.0% 2,000万円 " 12.0% 3,000万円 " 13.0% 5,000万円 " 14.0%	
	法 人 税	均 等 割		
		法 人 税 割		14.5%(標準税率12.1%)
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.65%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満
	軽 自 動 車 税			
	市 た ば こ 消 費 税			
	電 気 ガ ス 税 (~ 昭 和 48 年)		○料金の6.0%	
	電 気 税 ・ ガ ス 税 (昭 和 49 年 ~ 平 成 元 年)		○免税点 電気 1,000円以下 ガス 2,100円以下	料金の6.0% ○免税点 1,200円以下 料金の5.0% ○免税点 2,700円以下
	鉱 産 税			
	木 材 引 取 税			
	特 別 土 地 保 有 税 (昭 和 49 年 ~)			○土地の取得価格の1.4%(保有)、3%(取得) ○免税点 5,000㎡未満
	入 湯 税			

昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	昭 和 52 年 度
	1,200円	
	○資本金が1億円を超え従業員数が100人を超えるもの 40,000円 ○資本金が1億円を超え従業員数が100人以下のもの 20,000円 および資本金が1千万円を超え1億円以下のもの ○資本金が1千万円以下のもの 12,000円	
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 650円 90cc以下のもの 1,000円 125cc以下のもの 1,300円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,000円 三輪のもの 2,600円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,200円 のもの { { 自家用 5,900円 { 貨物用 { 営業用 2,900円 { 自家用 3,300円 ※公害規制適合者の場合のみ2年間 { 乗用 4,500円 { 貨物用 2,500円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他のもの 3,900円 ○二輪の小型自動車 3,300円	
料金の5.0% ○免税点 2,000円以下 料金の3.0% ○免税点 4,000円以下		料金の5.0% ○免税点 2,400円以下 料金の2.0% ○免税点 4,800円以下
1人1日について 日帰り50円 宿泊100円		日帰り50(75)円 宿泊100(150)円 注()内の税率は53年1月1日から適用

年度		昭 和 53 年 度		昭 和 54 年 度	
区 分					
市 民 税	個 人	均 等 割			
		所 得 割			
	法 人	均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業者数が100人を超えるもの 1,000千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が100人を超えるもの 560千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が100人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が100人以下のもの 134千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が100人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下のもの 40千円 ○資本金等が1千万円以下のもの 13千円		
		法人税割			
固 定 資 産 税					
軽 自 動 車 税		○原動機付自転車 50cc以下のもの 650円 90cc以下のもの 1,000円 125cc以下のもの 1,300円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,000円 三輪のもの 2,600円 四輪以上 のもの { 乗用 { 営業用 5,200円 自家用 5,900円 貨物用 { 営業用 2,900円 自家用 3,300円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他のもの 3,900円 ○二輪の小型自動車 3,300円	○原動機付自転車 50cc以下のもの 700円 90cc以下のもの 1,100円 125cc以下のもの 1,450円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,200円 三輪のもの 2,850円 四輪以上 のもの { 乗用 { 営業用 5,200円 自家用 6,500円 貨物用 { 営業用 2,900円 自家用 3,650円 雪上車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,450円 その他のもの 4,300円 ○二輪の小型自動車 3,650円		
市たばこ消費税					
電 気 税					
ガ ス 税		料金の2.0% ○免税点 6,000円以下	料金の2.0% ○免税点 7,000円以下		
鉦 産 税					
木 材 引 取 税					
特別土地保有税					
入 湯 税					

昭 和 55 年 度	昭和56年度	昭 和 57 年 度
1,500円		
30万円以下の金額 2.0%		
30万円を超える金額 3.0%		
45万円 " 4.0%		
75万円 " 5.0%		
100万円 " 6.0%		
130万円 " 7.0%		
230万円 " 8.0%		
370万円 " 9.0%		
570万円 " 10.0%		
950万円 " 11.0%		
1,900万円 " 12.0%		
2,900万円 " 13.0%		
4,900万円 " 14.0%		
	14.7%	
	(標準税率12.3%)	
料金の5.0%		
○免税点 3,600円以下		
料金の2.0%		料金の2.0%
○免税点10,000円以下		○免税点12,000円以下

年 度			昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度
区 分				
市 人	個	均 等 割		
		所 得 割		
	民 税	法 人	均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業者数が50人を超えるもの 1,500千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が50人を超えるもの 1,000千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が50人以下のもの 270千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人を超えるもの 100千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円以下で従業者数が50人を超えるもの 80千円 ○上記に掲げる法人以外 27千円
		法人税割		
固 定 資 産 税				
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下のもの 90cc以下のもの 125cc以下のもの ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 三輪のもの 四輪以上 のもの 雪上車 ○小型特殊自動車 農耕作業用 その他のもの ○二輪の小型自動車	1,000円 1,200円 1,600円 2,400円 3,100円 乗用 貨物用 営業用 自家用 営業用 自家用 2,400円 1,600円 4,700円 4,000円
市たばこ消費税				
電 気 税				
ガ ス 税				
鉱 産 税				
木 材 引 取 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				

昭 和 60 年 度		昭 和 61 年 度		
2,000円				
20万円以下の金額	2.5%			
20万円を超える金額	3.0%			
45万円	4.0%			
70万円	5.0%			
95万円	6.0%			
120万円	7.0%			
220万円	8.0%			
370万円	9.0%			
570万円	10.0%			
950万円	11.0%			
1,900万円	12.0%			
2,900万円	13.0%			
4,900万円	14.0%			
○原動機付自転車				
50cc以下のもの	1,000円			
90cc以下のもの	1,200円			
125cc以下のもの	1,600円			
三輪以上の50cc以下のもの	2,500円			
○軽自動車				
二輪のもの(側車付を含む。)	2,400円			
三輪のもの	3,100円			
四輪以上	乗用 貨物用 営業用 営業用			
のもの				自家用
				自家用
				自家用
雪上車	2,400円			
○小型特殊自動車				
農耕作業用	1,600円			
その他のもの	4,700円			
○二輪の小型自動車		4,000円		
4月のみ たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率18.1%		※ 従量割については昭和61年5月1日から		
従価割 従量割		従価割 従量割		
5月から (小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)		(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)		

年 度			昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
区 分	市 民 税	均 等 割		
		所 得 割		60万円以下の金額 3.0% 60万円を超える金額 5.0% 130万円 " 7.0% 260万円 " 8.0% 460万円 " 10.0% 950万円 " 11.0% 1,900万円 " 12.0%
税	法 人	均 等 割		
	人	法 人 税 割		
固 定 資 産 税				
軽 自 動 車 税				
市たばこ消費税 (～平成元年)			※ 従量割については昭和63年3月31日まで 従価割 従量割	※ 従量割については平成元年3月31日まで(千本につき640円) 従価割 従量割
市 た ば こ 税 (平成元年～)			(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)	(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)
電 気 税 (～平成元年)				
ガ ス 税 (～平成元年)				
鉱 産 税				
木 材 引 取 税 (～平成元年)				
特別土地保有税				
入 湯 税				
事 業 所 税 (平成3年7月～)				

平成元年度	平成3年度
120万円以下の金額 3.0% 120万円を超える金額 8.0% 500万円 " 11.0%	160万円以下の金額 3.0% 160万円を超える金額 8.0% 550万円 " 11.0%
	○課税標準の1.6%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 のもの { 貨物用 { 自家用 7,200円 3,000円 4,000円 2,400円 雪上車 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円
売渡本数千本につき 1,997円 (旧3級品たばこは千本につき 948円)	
平成元年4月廃止	
平成元年4月廃止	
平成元年4月廃止	
	○事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1㎡当たり600円 従業者割 従業者給与総額の0.25% ○新增設に係る事業所税 1㎡当たり6,000円

年 度			平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度	
区 分						
市 民 税	個 人	均 等 割			2,500円	
		所 得 割		200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 11.0%		
	法 人	均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業員数が50人を超えるもの 3,600千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超えるもの 2,100千円 ○資本金等が10億円を超え従業員数が50人以下のもの 492千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超えるもの 480千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下のもの 192千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超えるもの 180千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下のもの 156千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人を超えるもの 144千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人以下のもの 60千円			
		法人税割				
		固 定 資 産 税				
		軽 自 動 車 税				
市 た ば こ 税						
鉱 産 税						
特別土地保有税						
入 湯 税						
事 業 所 税						

平成 9 年 度	平成 11 年 度	平成 15 年 度
200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 12.0%	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 10.0%	
○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 のもの { 自家用 7,200円 { 貨物用 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円		○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 のもの { 自家用 7,200円 { 貨物用 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 被けん引車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円
売渡本数千本につき2,434円 (旧3級品たばこは千本につき1,155円)	平成11年5月1日から 売渡本数千本につき2,668円 (旧3級品たばこは千本につき1,266円)	平成15年7月1日から 売渡本数千本につき2,977円 (旧3級品たばこは千本につき1,412円)
		課税停止
		○資産割 事業所床面積1㎡当たり600円 ○従業者割 従業者給与総額の0.25% (新增設に係る事業所税は廃止)

年 度			平 成 16 年 度	平 成 17 年 度
区 分			※市町合併に伴う不均一課税・課税免除	
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円	夫と生計を一にする妻の均等割課税 経過措置により1/2課税
		所 得 割		配偶者特別控除の上乗せ部分の控除廃止
	法 人	均 等 割	○法人市民税 市町合併期日の前日(平成17年1月10日)時点で、 旧河辺町・旧雄和町のいずれかにのみ事務所・事業所等を有する法人について、平成20年3月31日までに終了する事業年度分について、法人市民税均等割・法人税割の税率を標準税率とする。 旧河辺・雄和町 平成20年4月1日以降均等割は、標準税率→制限税率(1.2倍)税割は、標準税率(12.3%)→制限税率(14.7%)	
		法人税割		
	固定資産税		○固定資産税 旧河辺町・旧雄和町の区域について、税率を平成17年度は1.4%、平成18年度から平成20年度までは1.5%、平成21年度から1.6%とする。	
	軽自動車税			
	市たばこ税			
鉦 産 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				
事業所税		○事業所税 旧河辺町・旧雄和町の区域に所在する事務所等については、平成20年3月31日までに終了する事業年度分の法人の事業および平成19年までの年分の個人の事業を課税免除とする。		

平成 18 年 度	平成 19 年 度
夫と生計を一にする妻の均等割課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税
65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税 老年者控除の廃止 年金所得課税の見直し(65歳以上の年金所得の所得算出 方法の変更) 定率減税の縮減(1/2)	一律6%課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税 定率減税の廃止
平成18年7月1日から 売渡本数千本につき3,298円 (旧3級品たばこは千本につき1,564円)	

年 度			平 成 20 年 度	平 成 22 年 度
区 分				
市 民 税	個 人	均 等 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置 の廃止	
		所 得 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置 の廃止	
	法 人	均 等 割		
		法人税割		
固定資産税				
軽自動車税				
市たばこ税				平成22年10月1日から 売渡本数千本につき4,618円 (旧3級品たばこは千本につき2,190円)
鉦 産 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				
事業所税				

平成 25 年 度	平成 26 年 度
	3,500円(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、500円加算)
	平成26年10月1日より開始する事業年度より12.1%(標準税率9.7%)
平成25年4月1日から 売渡本数千本につき5,262円 (旧3級品たばこは千本につき2,495円)	

年度		平成 27 年 度		平成 28 年 度																																																																																																																																								
区 分																																																																																																																																												
市 民 税	個 均 等 割			均等割軽減制度廃止 ①均等割を負う配偶者又は扶養親族／100円軽減。 ②均等割を負う配偶者又は扶養親族を2人以上有する納税義務者／200円軽減																																																																																																																																								
	所 得 割																																																																																																																																											
	法 均 等 割																																																																																																																																											
	人 法 人 税 割																																																																																																																																											
固定資産税																																																																																																																																												
軽自動車税		○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー（三輪以上） 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの（側車付を含む。） 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 乗用 貨物 営業用 新税率 3,900円 現行税率 5,500円 自家用 新税率 6,900円 現行税率 7,200円 営業用 新税率 10,800円 現行税率 3,000円 自家用 新税率 3,800円 現行税率 4,000円 新税率 5,000円 ※平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は新税率を適用 雪上車 2,400円 被けん引車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円		<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><td rowspan="5">原動機付 自転車</td><td colspan="3">50cc以下のもの</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="3">90cc以下のもの</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="3">125cc以下のもの</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td colspan="3">ミニカー（三輪以上）</td><td colspan="2">3,700円</td></tr><tr><td colspan="3">屋根付三輪</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td rowspan="15">軽自動車</td><td colspan="3">二輪のもの（側車付を含む。）</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td colspan="3" rowspan="3">三輪のもの</td><td>旧税率</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>3,900円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="12">四輪以上の もの</td><td rowspan="6">乗用</td><td rowspan="3">営業用</td><td>旧税率</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>8,200円</td></tr><tr><td rowspan="3">自家用</td><td>旧税率</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>12,900円</td></tr><tr><td rowspan="6">貨物</td><td rowspan="3">営業用</td><td>旧税率</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">自家用</td><td>旧税率</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>6,000円</td></tr><tr><td colspan="3">雪上車</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td colspan="3">被けん引車</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td>小型特殊 自動車</td><td colspan="3">農耕作業用</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td colspan="3">その他のもの</td><td colspan="2">5,900円</td></tr><tr><td colspan="3">二輪の小型自動車</td><td colspan="2">6,000円</td></tr></table> 旧税率:平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率:平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率:新規登録から13年を経過した車両に適用 ○グリーン化特例（三輪、四輪以上） 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用 <table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="2">三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上の もの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table> (ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減) (イ)乗用:平成32年度燃費基準＋20%達成車 貨物:平成27年度燃費基準＋35%達成車 (ウ)乗用:平成32年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準＋15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る		車種区分				税率		原動機付 自転車	50cc以下のもの			2,000円		90cc以下のもの			2,000円		125cc以下のもの			2,400円		ミニカー（三輪以上）			3,700円		屋根付三輪			2,000円		軽自動車	二輪のもの（側車付を含む。）			3,600円		三輪のもの			旧税率	3,100円	新税率	3,900円	重課税率	4,600円	四輪以上の もの	乗用	営業用	旧税率	5,500円	新税率	6,900円	重課税率	8,200円	自家用	旧税率	7,200円	新税率	10,800円	重課税率	12,900円	貨物	営業用	旧税率	3,000円	新税率	3,800円	重課税率	4,500円	自家用	旧税率	4,000円	新税率	5,000円	重課税率	6,000円	雪上車			3,600円		被けん引車			3,600円		小型特殊 自動車	農耕作業用			2,400円		その他のもの			5,900円		二輪の小型自動車			6,000円		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上の もの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
車種区分				税率																																																																																																																																								
原動機付 自転車	50cc以下のもの			2,000円																																																																																																																																								
	90cc以下のもの			2,000円																																																																																																																																								
	125cc以下のもの			2,400円																																																																																																																																								
	ミニカー（三輪以上）			3,700円																																																																																																																																								
	屋根付三輪			2,000円																																																																																																																																								
軽自動車	二輪のもの（側車付を含む。）			3,600円																																																																																																																																								
	三輪のもの			旧税率	3,100円																																																																																																																																							
				新税率	3,900円																																																																																																																																							
				重課税率	4,600円																																																																																																																																							
	四輪以上の もの	乗用	営業用	旧税率	5,500円																																																																																																																																							
				新税率	6,900円																																																																																																																																							
				重課税率	8,200円																																																																																																																																							
			自家用	旧税率	7,200円																																																																																																																																							
				新税率	10,800円																																																																																																																																							
				重課税率	12,900円																																																																																																																																							
		貨物	営業用	旧税率	3,000円																																																																																																																																							
				新税率	3,800円																																																																																																																																							
				重課税率	4,500円																																																																																																																																							
			自家用	旧税率	4,000円																																																																																																																																							
				新税率	5,000円																																																																																																																																							
重課税率				6,000円																																																																																																																																								
雪上車			3,600円																																																																																																																																									
被けん引車			3,600円																																																																																																																																									
小型特殊 自動車	農耕作業用			2,400円																																																																																																																																								
その他のもの			5,900円																																																																																																																																									
二輪の小型自動車			6,000円																																																																																																																																									
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																																																							
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																																							
	四輪以上の もの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																																						
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																																																																						
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																																																						
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																																																																						
	市たばこ税		平成28年4月1日から 旧3級品たばこは千本につき2,925円 手持品課税は旧3級品所持本数千本につき430円																																																																																																																																									
鉱 産 税																																																																																																																																												
特別土地保有税																																																																																																																																												
入 湯 税																																																																																																																																												
事業所税																																																																																																																																												

平成 29 年 度					平成 30 年 度				

年度			令和元年度		令和2年度																																					
区分																																										
市 民 税	個人	均等割																																								
		所得割																																								
	法人	均等割																																								
		法人税割	令和元年10月1日から開始する事業年度から8.4%(標準税率6.0%)																																							
固定資産税																																										
軽自動車税	種別割	※令和元年10月1日から軽自動車税種別割に名称変更(令和元年度は軽自動車税として課税)																																								
		○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用																																								
環境性能割	軽自動車	<table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td rowspan="2">三輪のもの</td><td>乗用</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr></table> (ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る					車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上のもの	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	
		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																			
軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																					
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																					
	四輪以上のもの	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																				
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																				
		貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																				
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																				
※令和元年10月1日から創設 取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)																																										
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>軽自動車</th><th></th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td colspan="2">電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>ガソリン車</td><td>(ア)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(ハイブリット車含む)</td><td>(イ)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>LPG車</td><td>(ウ)</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>(エ)</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>2.0%</td></tr></table> (ア)令和2年度燃費基準+20%達成車 (イ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+20%達成車 (ウ)乗用:令和2度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 (エ)平成27年度燃費基準+10%達成車 ※(ア)から(エ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る ○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減					区分		税率				軽自動車				自家用	営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)		非課税	非課税	ガソリン車	(ア)			(ハイブリット車含む)	(イ)			LPG車	(ウ)	1.0%	0.5%	上記以外	(エ)	2.0%	1.0%				2.0%		
区分		税率																																								
		軽自動車																																								
		自家用	営業用																																							
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)		非課税	非課税																																							
ガソリン車	(ア)																																									
(ハイブリット車含む)	(イ)																																									
LPG車	(ウ)	1.0%	0.5%																																							
上記以外	(エ)	2.0%	1.0%																																							
			2.0%																																							
市たばこ税		旧3級品:令和元年10月1日から売渡本数千本につき 5,692円 手持品課税 旧3級品:所持本数千本につき 1,692円(令和元年10月1日実施)					令和2年10月1日から売渡本数千本につき 6,122円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和2年10月1日実施)																																			
鉱産税																																										
特別土地保有税																																										
入湯税																																										
事業所税																																										

令和3年度	令和4年度																																			
○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用																																				
<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="3">三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table>		車種区分				(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円		
車種区分				(ア)	(イ)	(ウ)																														
軽自動車	三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円																														
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																														
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																														
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																														
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円																														
	(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用: 令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物: 平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用: 令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物: 平成27年度燃費基準+15%達成車																																			
※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る																																				
取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>軽自動車</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td><td>自家用</td><td>営業用</td><td></td></tr><tr><td>非課税</td><td>非課税</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ガソリン車</td><td></td><td>(ア)</td><td></td></tr><tr><td>(ハイブリット車含む)</td><td></td><td>(イ)</td><td>1.0% 0.5%</td></tr><tr><td>LPG車</td><td></td><td>(ウ)</td><td>2.0% 1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>		区 分		税率		軽自動車		電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	自家用	営業用		非課税	非課税								ガソリン車		(ア)		(ハイブリット車含む)		(イ)	1.0% 0.5%	LPG車		(ウ)	2.0% 1.0%	上記以外			2.0%
区 分				税率																																
		軽自動車																																		
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	自家用	営業用																																		
	非課税	非課税																																		
ガソリン車		(ア)																																		
(ハイブリット車含む)		(イ)	1.0% 0.5%																																	
LPG車		(ウ)	2.0% 1.0%																																	
上記以外			2.0%																																	
(ア)乗用: 令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物: 平成27年度燃費基準125%達成車 (イ)乗用: 令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物: 平成27年度燃費基準120%達成車 (ウ)乗用: 令和12年度燃費基準55%達成車 貨物: 平成27年度燃費基準115%達成車																																				
※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る																																				
○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減																																				
令和3年10月1日から売渡本数千本につき 6,552円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和3年10月1日実施)																																				

令和3年度	令和4年度																																			
○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用																																				
<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="3">三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		車種区分				(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—		
車種区分				(ア)	(イ)	(ウ)																														
軽自動車	三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円																														
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																														
			自家用	2,700円	—	—																														
		貨物	営業用	1,000円	—	—																														
			自家用	1,300円	—	—																														
	(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車 (三輪のものは乗用営業用に限り) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車 (三輪のものは乗用営業用に限り)																																			
※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る																																				
取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>軽自動車</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td><td>自家用</td><td>営業用</td><td></td></tr><tr><td>非課税</td><td>非課税</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ガソリン車</td><td></td><td>(ア)</td><td></td></tr><tr><td>(ハイブリット車含む)</td><td></td><td>(イ)</td><td>1.0% 0.5%</td></tr><tr><td>LPG車</td><td></td><td>(ウ)</td><td>2.0% 1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>		区 分		税率		軽自動車		電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	自家用	営業用		非課税	非課税								ガソリン車		(ア)		(ハイブリット車含む)		(イ)	1.0% 0.5%	LPG車		(ウ)	2.0% 1.0%	上記以外			2.0%
区 分				税率																																
		軽自動車																																		
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	自家用	営業用																																		
	非課税	非課税																																		
ガソリン車		(ア)																																		
(ハイブリット車含む)		(イ)	1.0% 0.5%																																	
LPG車		(ウ)	2.0% 1.0%																																	
上記以外			2.0%																																	
(ア)乗用: 令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物: 平成27年度燃費基準125%達成車 (イ)乗用: 令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物: 平成27年度燃費基準120%達成車 (ウ)乗用: 令和12年度燃費基準55%達成車 貨物: 平成27年度燃費基準115%達成車																																				
※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る																																				

年度			令和5年度		令和6年度																																																																																																																																																																														
区分																																																																																																																																																																																			
市 民 税	個人	均等割	3,000円(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行期間終了)																																																																																																																																																																																
		所得割	定額による所得割の額の特別控除を実施 対象者は、令和6年度の市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者 特別控除の額は、次の金額の合計額(市県民税の所得割額の割合により市民税と県民税に按分)。ただし、その合計額が市県民税の所得割を超える場合は所得割の額が限度額 1 本人 1万円 2 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。) 1人につき 1万円																																																																																																																																																																																
	法人	均等割																																																																																																																																																																																	
		法人税割																																																																																																																																																																																	
固定資産税																																																																																																																																																																																			
軽 自 動 車 税	種別割	○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用 <table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td rowspan="2">三輪のもの</td><td>乗用</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>営業用</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (7)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る				車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上のもの	自家用	2,700円	—	—	営業用	1,000円	—	—	貨物	自家用	1,300円	—	—	営業用	—	—	—	<table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><td rowspan="6">原動機付自転車</td><td colspan="2">50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">90cc以下のもの</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">125cc以下のもの</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td colspan="2">ミニカー(三輪以上)</td><td colspan="2">3,700円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪のもの(側車付を含む。)</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td rowspan="16">軽自動車</td><td rowspan="4">三輪のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>旧税率</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>3,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">営業用</td><td>旧税率</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>5,500円</td></tr><tr><td rowspan="6">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>旧税率</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>8,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">自家用</td><td>旧税率</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>10,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>旧税率</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>10,800円</td></tr><tr><td rowspan="4">雪上車</td><td rowspan="2">乗用</td><td>旧税率</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>3,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">営業用</td><td>旧税率</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,000円</td></tr><tr><td colspan="2">被けん引車</td><td>旧税率</td><td>5,000円</td></tr><tr><td colspan="2">重課税率</td><td>6,000円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">雪上車</td><td>旧税率</td><td>3,600円</td></tr><tr><td colspan="2">重課税率</td><td>3,600円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>その他のもの</td><td>2,400円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>二輪の小型自動車</td><td>5,900円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td>6,000円</td><td></td></tr></table> 旧税率:平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率:平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率:新規登録から13年を経過した車両に適用 ○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用 <table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="7">軽自動車</td><td rowspan="2">三輪のもの</td><td>乗用</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td rowspan="6">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>営業用</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (7)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る				車種区分			税率		原動機付自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)		2,000円		90cc以下のもの		2,000円		125cc以下のもの		2,400円		ミニカー(三輪以上)		3,700円		二輪のもの(側車付を含む。)		3,600円		軽自動車	三輪のもの	乗用	旧税率	3,100円	新税率	3,900円	営業用	旧税率	4,600円	重課税率	5,500円	四輪以上のもの	乗用	旧税率	6,900円	重課税率	8,200円	自家用	旧税率	7,200円	新税率	10,800円	貨物	旧税率	12,900円	重課税率	10,800円	雪上車	乗用	旧税率	3,000円	新税率	3,800円	営業用	旧税率	4,500円	重課税率	4,000円	被けん引車		旧税率	5,000円	重課税率		6,000円		雪上車		旧税率	3,600円	重課税率		3,600円		小型特殊自動車		農耕作業用	2,400円				その他のもの	2,400円				二輪の小型自動車	5,900円					6,000円		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上のもの	乗用	自家用	2,700円	—	—	営業用	1,000円	—	—	貨物	自家用	1,300円	—	—	営業用	—	—	—
		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																																																																																												
		軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																																																																												
				営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																																																																												
			四輪以上のもの	自家用	2,700円	—	—																																																																																																																																																																												
				営業用	1,000円	—	—																																																																																																																																																																												
				貨物	自家用	1,300円	—	—																																																																																																																																																																											
					営業用	—	—	—																																																																																																																																																																											
		車種区分			税率																																																																																																																																																																														
		原動機付自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)		2,000円																																																																																																																																																																														
90cc以下のもの			2,000円																																																																																																																																																																																
125cc以下のもの			2,400円																																																																																																																																																																																
ミニカー(三輪以上)			3,700円																																																																																																																																																																																
二輪のもの(側車付を含む。)			3,600円																																																																																																																																																																																
軽自動車	三輪のもの		乗用	旧税率	3,100円																																																																																																																																																																														
		新税率		3,900円																																																																																																																																																																															
		営業用	旧税率	4,600円																																																																																																																																																																															
			重課税率	5,500円																																																																																																																																																																															
	四輪以上のもの	乗用	旧税率	6,900円																																																																																																																																																																															
			重課税率	8,200円																																																																																																																																																																															
		自家用	旧税率	7,200円																																																																																																																																																																															
			新税率	10,800円																																																																																																																																																																															
		貨物	旧税率	12,900円																																																																																																																																																																															
			重課税率	10,800円																																																																																																																																																																															
	雪上車	乗用	旧税率	3,000円																																																																																																																																																																															
			新税率	3,800円																																																																																																																																																																															
		営業用	旧税率	4,500円																																																																																																																																																																															
			重課税率	4,000円																																																																																																																																																																															
	被けん引車		旧税率	5,000円																																																																																																																																																																															
	重課税率		6,000円																																																																																																																																																																																
雪上車		旧税率	3,600円																																																																																																																																																																																
重課税率		3,600円																																																																																																																																																																																	
小型特殊自動車		農耕作業用	2,400円																																																																																																																																																																																
		その他のもの	2,400円																																																																																																																																																																																
		二輪の小型自動車	5,900円																																																																																																																																																																																
			6,000円																																																																																																																																																																																
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																																																																																														
軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																																																																														
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																																																																														
	四輪以上のもの	乗用	自家用	2,700円	—	—																																																																																																																																																																													
			営業用	1,000円	—	—																																																																																																																																																																													
		貨物	自家用	1,300円	—	—																																																																																																																																																																													
			営業用	—	—	—																																																																																																																																																																													
		環境性能割	※ 令和6年1月1日以降取得車両については、下記燃費基準を適用 (令和5年12月31日までに取得した車両については、前年度の燃費基準を適用)																																																																																																																																																																																
取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)																																																																																																																																																																																			
区 分			税率																																																																																																																																																																																
			軽自動車																																																																																																																																																																																
			自家用	営業用																																																																																																																																																																															
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)			非課税	非課税																																																																																																																																																																															
ガソリン車 (ハイブリット車含む)	(ア)																																																																																																																																																																																		
	(イ)		1.0%	0.5%																																																																																																																																																																															
	(ウ)																																																																																																																																																																																		
LPG車	(イ)		1.0%																																																																																																																																																																																
上記以外	(ウ)	2.0%	2.0%																																																																																																																																																																																
(7)乗用:令和12年度燃費基準80%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準105%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準70%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準95%達成車 ※(7)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る																																																																																																																																																																																			
市たばこ税																																																																																																																																																																																			
釐 産 税																																																																																																																																																																																			
特別土地保有税																																																																																																																																																																																			
入 湯 税																																																																																																																																																																																			
事業所税																																																																																																																																																																																			

令和7年度

定額による所得割の額の特別控除を実施 対象者は、令和7年度の市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者 (同一生計配偶者を有するものに限る。) 特別控除の額は、1万円(市県民税の所得割額の割合により市民税と県民税に按分)
--

車種区分				税率		
原動機付 自転車	50cc以下のもの(原付三輪、特定小型原付を含む。)			2,000 円		
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のもの			2,000 円		
	90cc以下のもの			2,000 円		
	125cc以下のもの			2,400 円		
	ミニカー(三輪以上)			3,700 円		
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)			3,600 円		
	三輪のもの			旧税率	3,100 円	
				新税率	3,900 円	
				重課税率	4,600 円	
	四輪以上 のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500 円	
				新税率	6,900 円	
				重課税率	8,200 円	
			自家用	旧税率	7,200 円	
				新税率	10,800 円	
				重課税率	12,900 円	
			貨物	営業用	旧税率	3,000 円
					新税率	3,800 円
					重課税率	4,500 円
			自家用	旧税率	4,000 円	
新税率	5,000 円					
			重課税率	6,000 円		
雪上車			3,600 円			
被けん引車			3,600 円			
小型特殊 自動車	農耕作業用			2,400 円		
	その他のもの			5,900 円		
	二輪の小型自動車			6,000 円		

○グリーン化特例(三輪、四輪以上)

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用

車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	
		乗用	1,800円	3,500円	5,200円	
	四輪以上のもの	自家用	2,700円	—	—	
		貨物	営業用	1,000円	—	—
			自家用	1,300円	—	—

(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)

(イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車
(三輪のものは乗用営業用に限る)

(ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車
(三輪のものは乗用営業用に限る)

※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る

取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)

区 分		税率	
		軽自動車 自家用	営業用
電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10％低減達成に限る）		非課税	非課税
ガソリン車	(7)		
（ハイブリット車含む）	(4)	1.0%	0.5%
LPG車	(2)		1.0%
上記以外		2.0%	2.0%

(ア)乗用:令和12年度燃費基準80%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。)

貨物:令和4年度燃費基準105%達成車

(イ)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。)

貨物:令和4年度燃費基準達成車

(ウ)乗用:令和12年度燃費基準70%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。)

貨物:令和4年度燃費基準95%達成車

※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る

19 電算化に関する調

(1) 導入経過

昭和43年度	外部委託による電算処理の開始
昭和62年度	個人市民税、法人市民税、固定資産税および軽自動車税の賦課事務バッチ処理の実施
平成元年度	個人市民税、固定資産税および軽自動車税の収納消込バッチ処理の実施 税オンラインシステムによる検索および各種証明書の発行
平成4年度	軽自動車税異動処理オンラインシステムの実施 光ファイルシステムによる過年度分固定資産税台帳および名寄帳データ管理の実施 (本体1台、端末1台、スキャナ2台、プリンター1台導入)
平成6年度	個人市民税および法人市民税異動処理オンラインシステムの実施
平成8年度	収納支援システムの実施(本体1台、端末4台、プリンター2台導入) 光ファイルシステムによる個人住民税の過年度課税データ管理の実施 (本体1台、端末2台、プリンター1台導入)
平成9年度	収納支援システム端末機等増設(端末6台、プリンター1台) 複合光ファイルシステムによる過年度分固定資産税台帳および名寄帳データ管理の実施 (本体1台、端末4台、プリンター2台導入)
平成14年度	収納支援システム更新(本体1台、端末28台、プリンター6台、中間サーバー1台)
平成15年度	収納オンラインシステムの実施
平成17年度	地理情報システム構築事業開始(平成21年度まで)
平成18年度	収納支援システム更新(本体1台、端末33台、プリンター8台、サーバー2台)
平成19年度	電子申告(eLTAX)の利用開始
平成22年度	国税連携システム導入(本体1台、スキャナー1台)
平成23年度	収納支援システム更新(端末34台、プリンター6台、サーバー2台)
平成28年度	滞納整理支援システム導入(端末37台、プリンター6台、サーバー1台)
令和3年度	基幹系システム更新、申告支援システム導入、申告用端末導入(端末13台) 滞納整理支援システム導入(端末30台、プリンター4台)
令和5年度	基幹系システム端末導入(端末11台)(令和5年6月1日:資産税課)

(2) 導入機器の推移

昭和62年度	NEC ACOS-450
平成2年度	NEC ACOS-3400
平成6年度	NEC ACOS-3500
平成10年度	NEC ACOS-PX7600/12SV NEC MA23C(Mate NX)
平成14年度	NEC ACOS i-PX7600/116 NEC MA12H(Mate)
平成18年度	NEC ACOS i-PX/S162 NEC MY26X
平成23年度	NEC Express5800/R120b-2 NEC MK31L (Mate)
平成28年度	NEC MA-N (Mate)
令和元年度	NEC MK27E (Mate)
令和3年度	NEC MKE32 (Mate)、NEC VX-9 (VersaPro)
令和5年度	NEC VKT44X-C (VersaPro)

(3) 端末機等の設置台数の推移

区分 年度	市民税課		資産税課		納税課		特別滞納整理課	
	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター
13～14	16	6	12	4	6	3	—	—
15～18	16	6	12	4	11	4	—	—
19	16	6	14	4	11	4	—	—
20	16	6	16	4	11	4	—	—
21	19	6	16	4	11	4	—	—
22～23	28	6	16	4	11	4	—	—
24～25	28	6	17	4	13	4	1	0
26～27	28	6	17	3	13	4	1	0
28	28	6	17	3	14	4	0	0
29	28	6	20	3	14	4	0	0
30	30	5	18	3	14	4	0	0
元	30	5	17	3	14	4	0	0
2	30	5	18	3	14	4	0	0
3	30	5	17	3	14	4	0	0
4	30	5	19	3	30	4	0	0
5	30	5	30	3	30	4	0	0
6	35	4	30	3	30	4	0	0
7	35	4	30	3	30	4	0	0

20 税に関する広報活動の概要

(1) 「広報あきた」等マスメディアによるPR

広報あきた、新聞、テレビ、ラジオを活用

市民税の申告の手続、軽自動車税(種別割)の登録・減免、市税完納強調月間、税制改正等についてPR

(2) インターネットに市民税課ホームページを公開

(秋田市ホームページ) <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html>

(3) 税に関するパンフレットの作成および配布

対 象……一般市民

配布先……市の公共施設、一般市民等

(4) 税のイメージキャラクター「ゼイキッズ」の活用

封筒等への印刷、パンフレット類への掲載、着ぐるみを活用した市税のPR

(5) 各種税務機関作成ポスターの配布

配布先……市の公共施設等

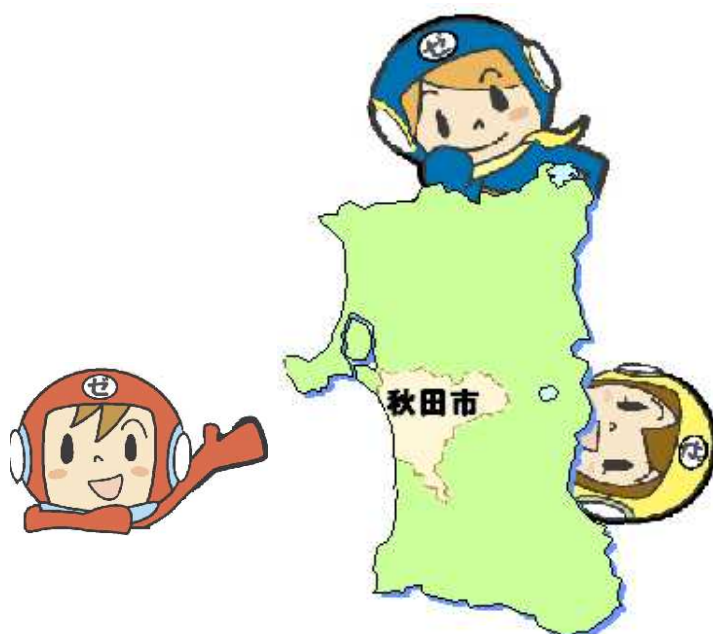
(6) 「税務概要」の作成、配布および掲示

配布先……各図書館

掲 示……市民税課ホームページ

(7) 「口座振替」の勧奨

市県民税(普通徴収)・固定資産税の納税通知書に、口座振替の勧奨チラシを同封



令和7年度版
税務概要

(通巻60号)

編集・発行 秋田市企画財政部市民税課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

電話(018)888-5475